

育教の兒幼

號四第 號月四 卷八十三第



內校學範師等女子京東
會協園稚幼本曰

廣島文理科
大學教授

文學博士久保良英著

菊判洋綴紙數三百頁
定價金二圓八十錢

送料廿一錢

新刊

兒童の精神構造と指導

本書は心理學上より兒童の精神構造を科學的に解剖し、體係を立てて以て兒童教養の根本義を確立せるものである。兒童の教養は次期の國家の消長を決するものであるが、特に現今我國は非常の時局に立ち何事にも國民總和の力を以て當るべきの秋である。著者はこの大に感ずる所ありて、世の教育家に父兄の爲に特に本書を著したのだ。先生は我邦心理學界の泰斗で、本書は其深奥なる學問と豐富なる經驗との完全なる融合である。左に其大綱を擧げれば……一幼兒の精神構造 二玩具の選び方 三言語と文字の交友についての注意 五問題の子供の導き方 六家庭に於ける知育 七美の情操陶冶 八道德教育 九宗教教育……一般教育家は勿論一般識者の必讀を望む。

東京高等師範學校教授
文學博士

小野島右左雄著

心理學要説

菊判紙數四百頁
定價金二圓十五錢
送料十二錢

教育の基礎となる
新しい心理學説

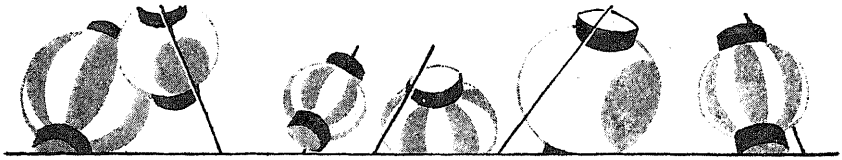
文檢要書

心理學の問題は昔ての機械説より生氣説、準機械説等幾變遷を経てゐるが、體制に至つて今や其全面に涉り百八十度の大回轉を示してゐる。之は人間科學の諸領域に於て重大なる進歩と新らしい分野の開拓とを意味するものである。斯様な時期に當つて著者は本書に於て單なる紹介や學説の羅列をさけ、専ら見方を教へ考へるべき見透しを與へようとしてゐる。しかして全卷を通じて一貫するに其獨特の立場を以て、傍諸家の説に於て適したるもの内省よりして東洋思想の色彩も又濃厚である。此の心理學の成果に基づいて叙説しようとする試みたこと本書の卷頭に述べられてゐるが、此の意味に於て又一般知識人の必讀を俟つものである。

振替電話
東京三三三
東三三三
三三三
二二五
七二五

店書館文中

區込牛市京東
四七一町天辨
所行發



第 三 十 八 卷 幼 兒 教 育 第 四 號

— (次 目) —

口 繪	倉 橋 惣 三 (一)
卷頭(新しい子等に蘇る先生)	倉 橋 惣 三 (一)
保母養成所の問題	早 川 喜 四 郎 (二)
筵一枚で保育する人	エヌ・ポーマン (五)
保母養成に當りて	和 田 實 (八)
保母養成に就て	神 原 き く (一六)
時局に保母養成所	太 陽 保 育 學 園 (一九)
保母養成事業の重要性	土 川 五 郎 (二三)
私の養成所の概況	マールガレット・エム・クック (二七)
保母養成所の重要點	ソファヤ・アラベラ・アルウキン (二九)
益々重要性を加ふる保母養成	森 川 正 雄 (三〇)
保母養成の二方面	倉 橋 惣 三 (三三)
保母養成機關の問題に就て	記 者 (三六)
保母養成所しらべ	岸 邊 福 雄 作 歌 者 (三六)
子供の軍歌	弘 田 龍 太 郎 作 曲 (四〇)
新入園児を迎へる	ベルニス・ジャンセン (四四)
入園兒童に就て	藤 本 ツ ギ (四四)
新入園児を迎へる心組	檜 山 京 子 (四六)
新入園児を迎へる	高 島 巖 (四七)
母子保護療法に就て	武 田 雪 夫 (四七)
幼児お父さんご先生	多 田 鐵 雄 (五〇)
ナチス幼稚園保母養成所の教案	多 田 鐵 雄 (五〇)

三版

日本幼稚園協會編

幼稚園談話集

菊版三五〇頁
定價金壹圓五拾錢

郵 稅
市 內

地方・北海道
臺灣・樺太
朝鮮・滿洲
金 六 錢
金 拾 五 錢

さきに發行せられた東京女子高等師範學校附屬幼稚園編『系統的保育案の實際』は非常の歡迎を受け、既に多數の方々により研究せられ又實施せられても居ります。就いてはその中に用ゐてあります談話につき、便宜一まとめにした書物がなにかとの御要求が澤山ありますので、此の談話集を編纂發行致しました。右保育案を御使用の方は素より、そうでない方にも、幼稚園談話選集として極めて御便利のものと思ひます。實際御使用のために定價も普通の市價の標準を離れて、出来るだけ廉價にいたしました。本會の趣旨のあるところをお汲み取りいたれば幸です

四版

東京女子高等師範學校附屬幼稚園編 系統的保育案の實際

一保育案の實際は幼稚園必須の資料
一東京女子高等師範學校附屬幼稚園現行の保育の實際は各幼稚園好箇の參考
一待望の本書を全國幼稚園保姆諸君に勸む

定 價 金 壹 圓
送 料 金 六 錢

月刊

幼 兒 の 教 育

幼児教育に關する忠實なる月刊雜誌として、眞に全國幼稚園、託兒所の方々のものたらんことを切望してゐます。

一ヶ月 金參拾五錢
送 料 金 一 錢
一ケ年 金四圓貳拾錢
送 料 共

發 行 所

日本幼稚園協會

○定價及郵稅を添へ本會宛直接御注文下さい。

東京市小石川區大塚町卅五番地
東京女子高等師範學校附屬幼稚園内
掛 替 東 京 一 七 二 六 六 番



丘のらくさ

幼 児 の 教 育

昭 和 三 十 年 四 月

新らしい子等に蘇る先生

倉 橋 惣 三

自然は春を迎へて蘇る。

自然を蘇らすものは自然である。人を蘇らすものは人でなければならぬ。先生は新しい子等を迎へて蘇る。

新來の子等は屢々面倒である。熟練の先生にさへ往々にして扱ひかねる。しかも、それは子等の罪ではない。先生に馴らされてゐないだけである。先生の子等として順應させられてゐないだけである。つまり、先生がその子等の前に、新しく出直さなければならぬからの話である。

先生の経験と熟練とは貴い。しかし、その経験と熟練には、折角の先生を手慣れた容易さに鈍らせるものが伴はないと限らない。甚だしきは、先生に型の殻をさへかぶらせないとも限らない。その先生に全く無斟酌にぶつかつて來るのが新來の子等である。先生をもう一度新らしい先生にかへらせるのである。

自然は春を迎へる度びに蘇る。先生は新らしい子等を迎へる度びに蘇る。四月である。

保母養成所の問題

保育報國の念に燃えて、本號の大部をこの問題の爲に盡す事に致し、全国各地の保母養成所宛てこの問題に就ての御意見を伺ひましたところ、學年末、學期始の御多忙の折柄にもかゝらず、左の諸先生方の尊い御玉稿をいたゞく事が出来ました。一つ々々拜見して、この問題についての重大なる示唆を受けないでは居られません。御寄稿いたゞきました諸先生方に對し厚く御禮を申し上げます次第でございます。(氏名イロハ順)

筵一枚で保育する人

これぞ日本の現に求むる人

平安女學院專攻部保育科 早川喜四郎

幼児の教育が本當になされるなら日本はますますスバラシイものになる。それだけ其の逆もまた真である。おろそかに、歪められて幼児が教育されるなら——想ふだに寒心である。このことは實にアタリマへすぎることながら、しかしアタリマへすぎるとはアタリマへである故に、國運がにかゝつて幼児の教育にあるを云つても、決して大袈裟すぎはしない。私はよく保母方にまた保育科生達にまた母達に此の事を言ふ。そして「保育報國」をおもふいま、ますます此の事を世の凡

ての人々に折あるごに言はうごおもふ。世の多くの人々は餘りにも幼児の教育を粗末にしすぎてゐる。幼児を愛さないごは云はない、しかし本當に愛してゐるだらうか、否々いふ聲があつて私の心耳にひびく。ごにも私はイエスの御言葉を想ひ出す、『幼児らを許せ、我に來るを止むな』これは、大人の心づかひから幼児の其の『天國は斯のごまき者の國なり』の天性があやまれようごした時の御言葉であつたのである。

○

保母の方々に、若しくは保母科なごの生徒達に私のまたよく云ひくするごがある。それには、「自信に燃えよ、使命に誇れよ」『いふご』である。搖籃は世界を搖り動かすごいふ、其の搖籃をまつゆするものは保育者、おんみたちである故である。事が正しく順序だてられてゐるなら、先生ご呼ばるゝ社會的地位の中でも、大學の先生よりも中等學校小學校の先生よりも、はるかにく重大視せられたる地位を保母方は與へられねばならぬ、否、得ねばならぬ。ねがはくば、教養なり報酬なりの點で、大學の先生以上でありたい、さういふ地位が與へられるやうに世の中が美しくなるごを望む——しかし人は夢であるかに此の願ひを軽くあつかふかもしれない、そこで私は「得よ」得ねばならぬご申すのである。大學の教授が少々まちがつてゐても、その學生等はそれをひごりに正してゆく。しかし幼児がまちがつて導かれ、歪められ傷つけられるなら、あごを如何するのです。ごりかへすごは絶対に出來ないのである。保母達よ、保育科の學生達よ、此の保育者——人類ご世界ごの保育者であるごを、此の使命を尊くも敬虔に誇られよ、自信をもて愛敬せられよ。想へば、如何に尊重し、如何に謙遜し、如何に愛敬しても、なほく足りすぎぬほごのごにはあるまいか。それには先づ自信を自ら得られよ、先づ自ら自重せられよ。社會の報ゆるごころについて兎や角ご小言を思ふ暇あらば、まつ自己の保育者ごしての使命を自ら拜されよ。

私のしばし見て而も思はせられることは、保育の實際家、學者等が、研究せざるには非ざるもしかし根の研究がおろそかにせられがちではあるまいか、さいふことである。枝葉のこゝ固より大切、リソウは良くも泣く園児ひまりをもてあつかひかねるでは問題にもならないが、現に保育のこゝに當られてゐる保母の方々、また今保育のこゝを勉強してをられる人々に接する時、また保育會、保育研究會などに出席する時、言ひ古されて而も漠然たる申し方ながら、「根」のこゝに關心をモットくく向けていたゞきたいナミ、痛切に思はざるを得ない。

それに、其の根を握つてゐて、イザさいふ時、あの「スタントツの馬鹿者」「チューリンゲンの馬鹿爺さん」の如く馬鹿になつて、筵一枚持つて、お社ならお社の境内で、托兒所なごをグンぐ開ける人になつていたゞきたい、之が、まさしく保育報國的現下の切願である。日本に子供は多い、しかも幼稚園に可愛らしく装はして通はせられる子供等の何倍何十倍何百倍の子供等が——「日本の寶」よ——放任のまゝに放置せられてゐるか。(そして如何に多くの惡の芽がそこからまたわくこゝか!)さしあたり、世界の平和のために立つ我等の日本が如何に多くの試練の暴風の中をぬけきつてゆかねばならぬかは、モウ定つてゐるこゝである。その「さしあたつてに伴ふ」の幼兒問題にせよ、また「次の時代」の用意のためにせよ、深く考へられ、正しく把握せられ、周密妥當に用意せられたる、保育者の活動の如何に多くが要求せられをるこゝよ。そして更に「名譽もいらす金もいらぬ」南洲翁のいはゆる「大馬鹿者」の保育者の如何に多くが、叫びを以て待たれつゝあるこゝよ。

(二月二十四日京都)

保姆養成に當りて

柳城保姆養成所 エヌ・ボー・マン

國を擧げての堅忍持久、國民精神總動員の強調せられて居ります今日、吾々保育に又其の任に當るべき者を養成致しませぬ者達も一致協力致しまして保育報國の精神の實を上げんことの善き企を喜んで賛成致す一員でございます。

保姆養成に當りまして本校の要旨をいたしますところは、幼稚園保姆に必要な教育を施し、且基督教主義に基きて人格の修養に努むるこの目的を持つて保姆の養成を行つて居ります。次に二、三具體的に申述べませう。

一、實習の大切

一、考案力、創作力、研究心を養ふ

一、宗教的敬虔と知識の涵養

一、實習の大切に就いて

幼児の保育に大切なことは、能く子供を理解し其知識身體道德及び社交性(智育體育德育)を圓滿に發達させ、生涯有意義なる人格の持主となるやうに導いて行く事でありませんが、それには女學校の教育だけでは充分であるとはいへません。更に幼児保育に關する研究をなし又其の實習をなし保育の學理と實際を兼ね備へる事、又保姆としてのみならず幼児教育を認めつゝ、若きうちより其心に自我を捨て幼き子供に事へる眞面目な母心を養ふ事が大切であります。

A、自習生として

理解に困難な抽象的な教授法を講義するよりも、出来るだけ早く（本校に於ては一年生より）生徒に實地に當らせて居ります。實習生として生徒は豫め教授法管理法の計畫書を提出させ教師はよくその實際を見て、後に生徒と共に失敗成功について愛をもつて批判し、又發表させて向上進歩につまめてゐます。

B、善き保姆を備へておくこと

信仰經驗、知識に富む善き保姆を備へて、彼等の子供に對する日々の凡てを（保育にばかりならず人格的接觸）目のあたり見る事により子供に對して興味、子供の世界、子供の人格の尊重——又保育法に就いてもよき知識と經驗を與へられ、時々實習生には保姆達の保育法に就いて彼等の知識に基いて批判させそれを計畫書の如くに提出させるやう務めて居ります。

C、音樂について

幼稚園の保育に缺く事の出来ない情操教育の大なる役目をなす音樂に就いて、當養成所にては毎學期一回づゝ生徒に發表會を開かせ、各々の努力進歩熱心の心を養つて居ります。

自力に伴はない名曲を無味乾燥な弾き方をするよりも、平易なるものゝ内に十分力を發揮させるやうに努め、直接幼稚園に必要な遊戲のため又マーチ歌なき個人的に練習させて將來の爲に役立せる事。

一、考案力、創作力、研究心を養ふ事

詰込み主義の女學校教育に於ては、十分に考案させる事、創作させる事、物事に對して眞剣な態度を以つて研究させる機會が少く、その力は乏しいやうに感じられ、廢物利用なきによりいろいろ獨創的な試みをいたして居ります。又進取的精神の涵養にも意を用ひ。科學的知識に基きて具體的に自然界の凡てに全體。昆蟲草木石親しみの心を持たせ、その中

に入り子供の興味と一致をはかりつゝ自發的に研究させ、發表させ、又實習保育の機會に於て直接に應用させるやう努めて居ります。

一、宗教的敬虔と知識の涵養に就いて

宗教的敬虔こそ言葉によらず行狀によりその雰圍氣によつて涵養すること

養成所を主イエスを中心とした宗教的な雰圍氣を作る。其爲に朝に夕に教員生徒共に禮拜堂に集ひ、全能なる天の父を禮拜し讚美し朝ごに豊なる恵みをおぼへつゝ各々の勉學仕事にベストを盡すべく心がまへを養ふのであります。自然界の研究に於ても單純なる心情のうちに創造主なる神の力に感激させ、信仰心を持たせるやうに導く、後之が幼き者達へもよき宗教心の現れのもよきなる事を望むものでございます。

養成に當り實際の經驗として

十八、九歳の人世に於てやうやく自己を認め自己の力に頼らんとの氣持盛なる女子青年達が保姆を志し養成されて行く時に、一年の時代より二年の時代に實習時間が多くなり、子供に接する機會の多くなる程彼等は自己の不足さに氣が付きはじめ「幼き兒を我に來らせよ」この主の御聲に従ひ、主に頼りつゝ子供の進歩を願ひ、自己の全靈全身を捧げんこの決心を強められ、よき母心を保育方面にも經驗を進歩を發見し、又信仰の成長と共に己を第二として子供又はその親家庭にも親しく接して徐々に批判力も養はれ、さかく現在の社會情勢に乏しい彼等も段々深く廣く進んで行くやうな感じを深くいたします。

尙生徒の寄宿舎制度に就きましても、保姆がお互ひに共同生活の準備として人を己に勝れりとの潔き奉仕の心より出て己の短を補ひ、他人の長所を見出し満し満されつゝ規則的な生活のうちに人格の圓滿なる者さされながら、又單純な

る料理も實際に習得しつゝ、經濟的にも啓發されん事を望み、將來のよき準備のために設けて居ります。

最後に我々も凡ての事を凡ての人の心に適ふやうに力め、人々の救はれんために己れの益を求めずして多くの人の益を求むるなり。

この尊き何物にもかへがたき犠牲の心こそ吾養成所に於て養はれん事を切に望み、常に信仰を希望を愛に滿されて、よき保姆、保育者、子供の友となり、第二の日本國民のその双葉のうちより正しき道に歩ましめ、將來ますます國威を發揚し、世界の文化平和の爲に貢獻するところ多いならん事を切に願ひつゝ、又この事業の益々發展されん事を祈る次第でございます。

保姆養成に就て

東京目白保姆學校 和田 實

私は、明治三十八年以來、保姆養成には、随分、苦心して來たものである。此機會に其經驗の一端を述べて見たいと思ひます。

私が、幼稚園の仕事を爲始めた頃は、世間ではまだ、今日程、幼稚園の重要性を認めては居ませんでした、そして、稍々もすれば幼稚園に對する非難の聲が、相當、高かつたものです。中には文部省の御役人が堂々名乗つて、幼稚園の不要を新聞紙上に發表するご云ふ様なごこもありました。夫等の人の重なる幼稚園反對論の主點は

一、幼稚園は子供を早熟な人すれのしたものにす。

二、幼稚園出身は生物識なまものじりで學習の事物に興味がない。

三、幼稚園出身兒は先生に狎れて教師を敬はない。

四、幼稚園出身兒は始めは成績がよいが段々悪くなる。

五、幼稚園出身兒は上滑りして落付きがない。

六、幼稚園出身兒は注意が散漫して、根氣が足りない。

ミ云ふ様に、色々な非難があつたものです。夫れで、私は、是は保母養成上、大に、考へねばならぬことだと思つて、當時、重立つた保母の方々の保育を參觀して、詳しく觀察して見ました。所が、是等の非難や攻撃は、何れも、保母其人の人格や手腕の不足缺點から、來て居るのだミ云ふことを、段々ミ判つて來ました。夫れで是ではいかぬ。此非難を除き此缺點を補つて、眞に、幼兒教育の効果を擧げるには、何うしても、優良に保母を養成しなければならぬ。夫れには、先づ、第一に保母は幼兒の生理、心理、に就いて、常識以上のものを持たねばならぬと思ひました。併し、當時の保母は其資格が進教員程度で、生理心理なきは世間普通の母親程も何うかと思はれる程度で、逆も保育の理論を理解する程度ではありませんでした。今日、保母の資格は高められました。併し、まだ満足は云ひ得ないと思ひます。今、一步を進めて、今日現在、幼兒の生理、心理が何の位進歩して居るか、其大體を理解する處まで行かなければ、そして、夫れを日常、自分の仕事の上に充分徹底した應用を持ち得る迄にしなければならぬ。保母の養成は此處迄、持つて行かなければならぬと思つて居ます。現在、保母の養成は法令上、一ケ年以上ミなつて居るので、多くの保母養成所は一ケ年で一ミ先づ其養成を終了する様にして居ますが、充分の事は何うしても出來ません。是は尠くも、二ケ年にして、師範學校の二部ミ同

程度にしなければならぬと思ひます。然うすれば、自然、保姆の資格は小學校の本科正教員と同等の資格になりますが、夫れが當然だと思ひます。人に因るに、幼児の保育は小學校の教育とは、全然、趣きを異にするものであるから、小學校の教員と資格を争ふことなき必要はない。云つて居るものがありますが、是は少し偏屈な考へで、専門教育なら兎も角ですが、普通教育を主とする教育者が、小學校の教育を辨へないで教育を談ずることは出来ない筈です。成る程、幼児教育者即ち保姆は幼児の教育を司るので、小學兒童を教ゆるのではありませんが、大事な小學校教育の基礎を作る以上、己れの築いた基礎教育の上に、如何なる教育が施されるのであるかを知らぬ様では、完全な基礎教育は出来ないでせう。且、又小學校の教育さへ理解出来ないものが、幼稚園の教育に従事するに云ふことが従來、小學校の教員をして、保姆を輕蔑せしめた原因でもあるのですから、是は當然、同程度のものとしなければならぬ筈であります。

第二に必要なことは幼児教育の本質として、遊戯的に誘導して行くことが多いのでありますから、保姆は凡ゆる遊戯手藝に堪能でなければなりません。然るに、現在、高等女學校や師範學校の教育に於ては語學及數學萬能で、圖畫、手工、音樂の如きは、學術の餘技であるかの如き有様で、一寸も重きを置いて居ません。従つて、女學校の生徒も女子師範の生徒も、主要學科と云へば語學方面、數學方面ばかりを考へて、之に全力を盡くして、餘技に等しい圖畫、音樂、手工の方面には力を入れません。従つて、人間としては段々、巧利一偏の性格を獲得するに止つて、人間味のある眞人格を涵養する暇なく學校を卒業して仕舞ひますから、いざ教育に従事するに際して、藝術的に感情的に興味本位に子供を誘導開掖することに思ひも、因らず唯、理窟一偏で、子供を知的に苛めることばかりしか出来ない片輪な教育者となつて仕舞つて居ます。是では、何年経つたまで眞の教育の出來様はありませんまい。女學校や師範學校は、もつと藝術的な教育に力を入れなければならぬと思ひます。尠くとも、女學校や師範學校の圖畫、音樂、手工の先生が、教頭や校長の位置にも進める位

な重要さを持たなければ駄目と思ひます。現在、學校の教員としての、是等藝術科擔當の先生云ふものは、何れも下つ端の教員として遇されて居るので、奏任待遇の位置を保つて居る人は極めて稀なのを見ても、思ひ半ばに過ぎることでせう。斯る藝術輕蔑の教育から卒業して來た人を入學させて、一ケ年で保姆の教育をするのですから、先づ困難を感じるのは、如何にして、是等の人に圖畫、音樂の技能を收得させ様か云ふことです。殊に、幼兒教育者として、子供の耳を發達させ、其聲を洗練す可き重大責任ある保姆が、音樂の修養に不熱心なものが多しことは思ひの外の喫嘆事であると同時に、之を如何にして學習せしめ様か云ふことは吾等其養成に従事するもの、困難を感じる所であります。保姆養成所の生徒の多くは器樂の修養には相當熱心によつて居ますが、聲樂なるを、却つて、馬鹿にして居て怠けて居るものが、存外、多いのです、呆れたことです。是は圖畫に於いても同様です。圖畫は子供の非常に悦び且好むもので、教育上から云つても、極めて、價値の多いものですが、是が根本指導要件として描畫の興味を啓發誘掖することが、一番必要なのですが、夫れには、凡ての他の遊戲と等しく、描畫の感興を子供の直觀に訴へて見せ付けてやらなければならぬのに、先生はスケッチが下手で、一向子供の感興を引き起すことが出來ないので、殊に女學校に於いて、日本畫を習得して來た人などは一層此傾向が烈しくて、御手本を見てゝなければ描けぬ云ふものが頗る多いのです。是等の人を督勵して、幼兒教育者としての技能を一に通り役立つ迄に習得させ様か云ふことは中々困難なことです。私の養成所では、特に此點に注意して、特別に、方法を講じて督勵して居ります。殊に、本年からは非常時局に鑑み、將來、教育の勃興に資する考へを以て、暑中休暇を廢止して此藝術的方面の教育を一層督勵しようと思つて居ます。保姆の養成は此方面に於いて格段の骨折を要するものと思ひます。

第三に注意を要することは、保姆學校入學前の生活が、單に、お嬢さんとして、兩親の膝下に可愛がられると共に、幾

分、中には多分に甘やかされて、育つて来たミ云ふ爲めに、依頼心は、逆も能く發達して居て、何事も、お膳立てを充分にして遣らなければ出来ないミ云ふことです。従つて、自ら積極的に活動して勉強しやうミ云ふ意氣組はないのです。講義は聞いては居るが、そして夫れをノートすることは、して居るが、判らぬ所を質問しやうでもなし、況して、研究しやうなきミ云ふ積極的態度は棄にしたくもないことです。故澤柳博士のお骨折で、ダルトンプランは可なり我國教育者の間に研究された様であるが、女學校には此教育法は少しも、實行されて居ない様です。一般に、女生徒は、唯、消極的に勉強させられるものをして居るだけで、夫れ以上に出る餘裕はないものを見えます。唯、一二の優等生が、時折珍らしく質問する位のもです。實に、女學生を教ゆる程、張り合のないものはありません。行儀よく、謹嚴靜淑に、よく講義を聞いては居りますが、眼光には精氣がなく、話すことが、判つたのか、判らないのか、講義して居ても、一向、手答へがないのです。是程、張り合のないことはありません。質問はないか、判らない所はないか尋ねても、依然として手答がない。試めしに一二の問を發して、答へさして見るミ全然講義を理解して居ないミ云ふ有様です。況して、應用問題なきを提出して見たところで、満足の答の出来るものは夫れこそ曉天の星です。誠に、張合ないこと夥たしい。斯る、消極的、無爲的、にのみ生活し、教育されて来た、甘つたれなお嬢さん連をつかまへて、一々年後には、積極的に有爲的に活動する教育者に仕上げ様ミ云ふのであるから、其骨の折れること、一ミ通りではありません。殊に此弊害は實習方面に遺憾なく現はれて來ます。彼女等は天真爛漫の幼兒等を相手に遊ぶことであるから、何等の苦勞もなく、蝴蝶の花に舞ふ様にフラノミ遊んで居るならば夫れで、保育實習は濟むもの様と思つて居る。従つて、子供をしつけ様もせず、遊ばない子供を遊ばせ様もせず、片附け可きもの、整理す可きものが、足下に亂れて居つても、之を片附けることを氣附かぬ。況して、思ひ設けぬ問題の子供なきが出て、之を如何にす可きか、唯途方に暮るゝばかりで、進んで之を研究し

やう云ふ氣力がない。掃除をするにしても、唯、床上の塵埃を掃除するのみで、鴨居の上棚の上は勿論、机、卓子、の上さへも、整理し掃除しやうとは考へない。一々夫れ、そこを注意されて始めて、氣が付く云ふ様な始末です。是を一ヶ年の中に、所要の希望點に迄、向上させ様云ふことは生なまやさしいことで、出来るものではありません。然るに、今日、完備せる實習場にもあらざる所に、唯、生徒の望むに任かせて、一定期間出席させた上で、實習を完了したものと認めることは果して、適當なことであらうか。幸に、實習場の主任が、人を指導するに足る腕前の人なら宜しい様なものゝ、さもなくて、腕もなく、誠意もない人であつたら、實習は、唯、徒らに時間を空費する怠惰心養成に役立つに過ぎまい。實習指導の任務は、決して、輕々に看過す可きものではないと思ひます。次に、

第四の重大點は、保姆となる可き人の人格問題であります。教育者其人の人格が、教育の基礎をなすものであることは、今更、此處に論ずるの必要はありませんが、生徒の中には、餘りに、成つて居ない性格のものがあつて、往々、呆きれさせられることがあります。人を教育する方法は頓がて、己れを修養する方法學でありますから、私共は、教育の理論、方法を教ゆると共に、之を己が身に反省して、自己を修養する様に、訓戒して居るのでありますが、中々、効果は上りません。入學當時、怪しいなと認めたものは多くは其まゝ、日月を送つて、卒業の期迄行くのが普通の様です。誠に、教育者として、お恥かしい話です。其尤も甚だしいのに至つては讞示退學を命じたものも、二三あります。反省して、自己を修養する云ふことは婦人には餘程困難なこの様です。二三の實例を上げて見ますと、寄宿舎に寢起して居ながら、始業時間間に合はず、顔も洗はぬ寢ぼけ顔を教室にさらす云ふのがあり、或は、數人の男性と祕密に文書の往復をしたり或は慕ひ寄る異性を、幸に、金錢を要求したり、或は己れの年のふけたのをかくさんが爲めに、化粧に憂身をやつして白や黒や赤や黄色と顔を五色に塗り上げて、一向、他の忠言を顧みない云ふのや、あちこちに借金をこしらへて、一向返

さうしないものや、平素は怠けに怠けて、いざ、卒業さ云ふ間に、大慌てに慌て、も間に合はないにて、泣き落し戦術に出るさ云ふものや自分の分擔事項を成る可く人の蔭にかくれて、胡麻化して仕舞ふものや、分配品を、己れ一人、餘計に取つて、平氣で居るものや、上げ来るさ限りがない。其他、利己主義個人主義のもの、横着もの、狡猾なもの、我儘もの、不平家、文句屋等色々ある。是等を反省せしめて、行くことは、一さ通りの骨折ではありません。たまに、成功して、生れ變つた様な人になるのがあるさ、其時の嬉れしさは格別なものです。斯様なことは滅多にはありません。併し、多少でも効果があれば結構なことです。倦まず、撓ゆまず、遣つては居ますが、そして常に、生徒の人相に注意して居るのですが、夫れでも、入學當時の人相に較ぶれば卒業の頃の生徒の人相は相當に、和やかな好ましい様子になるものが多い様に思ひます。中には入學當時に比して格段の相違を現はして、人を驚かすものがないでもありません。二三年前に、一人是のよい實例になるのがありました。三歳になる男兒を持つて居る年若の未亡人でしたが、入學當時の人相は憂鬱其もので、是で、幼兒の世話をする人になれるか知らさ疑つた位でしたが、段々注告して遣つて居る中に漸次、よくなつて、卒業間近になつた時は、すつかり、明朗其ものになつて、自ら、私はよい所へ入つた、お蔭で思はぬ修養をした。自分ながら、生れ變つた様な氣持ださ云つて感謝して郷里に歸つて行く、今は東北の或都會で、幼兒教育界に活躍して居ります。こんな風に、効果の上るのはよいですが、歪んだ性格の持主は之を外に表はさずして、且直さうしないので、向上は仲間困難であります。従つて、幼兒教育者として適當な性格を備へたものさ云ふものは、極めて、尠いものさなる譯であります。是が、吾々、此仕事に従事するもの、大きな悩みさ云はねばなりません。是を何うしたら、充分効果を上げることが出来るでせう。私も未だに、適確な方策を持合せないのであります。一週一度の修身教授なごんで、何の役にも、立ちさうありません。次には

第五、女學校の卒業を云つた所で、まだ、やつこ、十八九歳になつたばかりですから、誰も彼も、常識がないのは尤もなことでありますが、夫れが、何うも、普通の場合よりも、烈しい様に思はれるのであります。能く田舎から、飛び出しの女中が、色々非常識な事を爆笑の種子となることがありますが、同様なことが頻發するので時には腹の立つ様な思ひをするに度々あります。器物の取扱、取次の仕方、電話の掛け方、挨拶の仕方、掃除の方法、悉く、手を探つて教へる様にしなければ飛んでもないことを仕出來かして、後始末に骨折らせることが續出する云ふ有様です。其度に、何さか今少し常識を持たす様な生活がさせられなかつたものか、お里の生活を邪推したくなる様なことが年々數限りなくあるので、近頃は、是も仕方ないことだ、觀念して、始めから常識のない子供だ、考へることにして、凡べて、教へて掛ることにして居ますが。去りこは小學校より女學校を通じての十年若くは十一年の教育は果して何をして來たのか云ひたい氣持にならざるを得ない状態です。此非常識のまゝで、社會に送り出したのでは、一旦就職の曉には父兄への應待も出來ないし、文書の交通も出來ないし、定めし困ることだらうと思はれるので、何か老婆心を苛らつかせることになりま。養成所は此點に就いても、相當、用意するところがなくてはならぬと思ひます。其他、責任觀念が薄くて、就職しても、缺勤を學校の缺席の氣持で、平氣で素放^{すほう}して、翌日、出勤して「昨日は云々」を事後辯解したり。豫定表、豫定案の作製を怠けて居たり、譴責され、ば、直に泣き出す云ふ様で、誠に始末に困るものであります。管理法を教ゆる時に、職務規律の様なことを充分、話すのですが、一向、氣に留めて居ない見えるのです。殊に、一ケ年も終りに近くに從つて、卒業の楽しみ就職の悦びを空想する様になること此傾向は一層、烈しくなる様です。之を何さか、落付いて充分頭に入れさせる工夫はないものか、是れも毎年々々繰り返して居る吾等の悩みであります。

以上は永い間の私の經驗の一端ですが、細かいことを上げて行つたら數限りなくあるでせう。新に養成所を起される方

に幾分の参考ともならうかと思つて、書き連ねて見ました。

時局と保姆養成所

東京保姆專修學校

神 原

き く

國家總動員下の今日程、生活の凡る方面につき再檢討、合理化の考へられることはありません。必要のさせる消費節約、資源愛護、又體位向上ではありますが、この機會に眞の生活、健全なる生活への立て直しが企圖せられる機運が見えて居ります。

その中での子供の問題の大きいものは、母親の活動による託兒所増設の緊要を、國民體位向上の根本としての幼兒保健問題だと思ひます。前者は、應召者——婦人の活動——遺家族保護、婦人の活動援護の全國にわたる目前の必要から發しましたが、要保護階級の問題に止らず、働く母親の立場に子供の保育の合理化運動にしても、託兒問題が叫ばれて居ります。又更に、ある婦人團體では、幼兒期からの教育の必要を、幼稚園託兒所の效能を多くの母親に認めさせようとする啓蒙運動をさへ起しかけて居ります。後者は厚生省によつて、國家的施設、計畫のいろいろ、まことに根本的な企圖が示されます。國家的に、或は社會的に起つて居ります此の問題二つは、私共保育事業關係者當面の問題で託兒機關の増設、幼稚園の保育時間延長、三歳兒以下の預り、等は既に社會の要求のある點ですが、時局にそふやう早く計り度いものです。今日のやうに社會的必要の起つた場合、特に、幼稚園は此の機會に職能を再吟味する必要があるやうに思へます。

併し右の要求は幼稚園に新しく附加された問題ではなく、幼稚園令制定の要旨中には、これに備へる用意を明示されてゐるので、終日保育、乳児預りも一部では以前からされて居られることですが、今日程全面的必要が無かつたため、幼稚園と託児所の職能がはつきり區分されてしまつたこと、思はれます。

此の社會の要求につき、保姆養成所としての備へは如何、を考へて見ますと、遺憾ながら缺陷を拾ひ上げねばなりません。

低年齢の子供の取扱用意

保健の知識と技術

目前必要の此の二資格については不足です。五六歳児と四歳児とは活動状況が大變な相違ですが、養成所生徒の扱ふ幼稚園の子供は殆んど、此の五六歳児で、四歳児の扱ひさへ極く少く、四歳以下は先づ何處も大體、見學理論だけではなからうかと考へられます、現行制度の幼稚園を實習所とするのでは求められぬことで、年少幼兒乳児の實際研究に觸れられぬでは甚だ力弱いものになつて仕舞ひます。

尙、日頃考へます點を併せ考へますと要求することの餘りに多く、年限は一ヶ年なり、さういふ現行保姆養成制度内では、如何に、有效に過ぎず可きかです。一年の修養後直ぐ實地に就く身には理論の適切を往々缺くのもあながち理論の不徹底を許りは責められなく、修業年限延長を唱へ度くなるのですが、——これを救ふには、具體的事實による陶冶訓練を中心に養成せねばならぬと思ひます、これは今更言葉に掲げるのをかしい話で御座います(保姆養成所は従前その立前で、實習が重んぜられて來てゐるのでから)、けれどもその主旨を更に強調し、それを土臺として經驗を整理するがい

いと思ふのです、それで私の生徒指導プランでは

一、段階的發達研究を取扱實習(年齢別各種機能を持つた養成所のための實習所に於て)

二、幼稚園の實狀認識(調査を主にした研究)

三、保育事業の實相に觸れさせること

此の三つの機關を通ることにし度いのです。二、三項は幼稚園界の御支援を得なければ達せられない問題ですけれども、先づこれだけは實行の出來てゐることですが、前者こそ必要なもので、附屬の實習所が此の意味で、充分の指導價値を持つようになり度いものです。これは言ふ可く行はれ難いもの、低年齢を含み、各種機能を持たせし、三條件をつけることなく今迄の社會狀勢では現實の問題になり難かつたのでありますが、こゝに時局の必要が、保姆養成所の側に幸して來たと思ふのです、此の要求するものが與へられる機會にあります。

保姆養成所のために用意されたる形に於て與へられは致しませぬところに、修業年限一年の生徒の側に生じる摩擦消耗を出来るだけさける手段を構じさへすれば、何の形に於ても低年齢の子供を受け入れられる事に於て時局の有難さを受けられる側であり、期待してゐるわけであります。私共では、一刻も早く此の附屬實習所の條件を豊かに備へ時局の要求する保姆をつくりたいと目下相談中です。

尙、當面の問題としては、社會的關心への教育の必要を感じますので、新年度よりは、保育に關係する社會の活きた問題に觸れさせるべく、時事問題を講座に入れたいと願つてゐます。

今や、託兒問題は社會の大きな聲となり、厚生省に或ひは自治機關に向つて、要求が叫ばれる社會運動化してきました。

我々保育界も亦呼應して立ち、協力し、併せて此の好期に託兒の必要を社會的運動から教育的必要の運動に到らせ度い存じます。

尙、幼稚園の使命の再吟味されるまき保母養成所についても此の機會に大方諸賢より充分の御検討を願つて、時代の必要に緊密にそひ、保育報國の誠を盡し度く念じます。

保母養成事業の重要性

——主としてその主體的方面に就いて——

仙臺 太陽 保育學園

近時保母養成所と言はれるものが全國的現象と言へないまでも増設の氣運を辿りつゝある事は、幼兒保育の發展上望ましい事であるのみならず、且又當然の事と言はねばならぬ。茲に更めて保母養成事業の重要性に就いて語ることは極めて緊要であり、此の機會に於て今こそ各方面からの再吟味が腹藏なくなさるべきであると思ふ。扱て此問題に就いては二つの方面が考へられる。一は保母養成事業なるものが何故に重要であるかの検討であり、他は保母養成事業内に於ける重要な點の究明である。此の兩者は密接不離の關係にあり前者が社會的存在條件に依存するに對し、後者が當該關係者の意識的努力に依存するものなる事は敢て言ふまでもないことである。更に後者にあつては又種々なる視角よりする夫々の考察がなされねばならぬであらうが、所謂養成所相互間の連絡機關の設置等に見るが如き組織的方面の課題に關しては暫く筆を

措き、此等内部的諸問題を現實的に規定してゐるであらう處の根本課題に就いて一言しようと思ふのである。

試みに今我國心理學者の名簿を繰り披いて見るに、近時その兒童心理學的研究に従事するもの、夥しく多數なるに於ては何人々雖も一驚を喫せざるを得ない現狀である。敢て心理學の世界に限らず所謂兒童研究なるものが今日盛んに社會學、醫學等の世界に於ても行はれるに至つたことは何人も周知のことである。併し乍ら此等の場合に於ては、研究の對象が等しく兒童に置かれてゐるにしても、それは心理學、社會學、醫學の見地より行はれる兒童研究であり、従つてその研究方法の同一であり得ないことは勿論であるが、要之今日如何に兒童に對する關心が急速に昂められつゝあるかの事實を物語るに充分である。更に最近に於ては兒童學なるものが新なる立場に於て究明されつゝあるに鑑み、他方幼兒保育の側に於ける現狀は果して如何。成程、我國幼兒保育の搖籃は基督教傳道事業の一角にその端を發して居り、爾來その發展を此に負ふ所極めて甚大であつたことは何人も否定し難き事實であるが、斯くて漸く幼兒保育の時代性に醒めたる人心は我國諸般の事情と相俟つて、茲に基督教保育以外に佛教保育並に所謂教育的保育でも謂はるべき幼兒保育の擡頭發展を見るに至つたのである。斯くて又、幼稚園保育、託兒所保育の全面的發展を可能ならしめたる社會的條件の下に、曾て傳道的使命を以つて成長し來りたる幼兒保育事業なるものは、一方幼兒保育そのもの、理論的構成に貢獻しつゝ他方本意であるにもせよ傳道保育それ自體に於ける傳道性そのもの、積極的意義より消極的意義への不可避的轉化を契機として、傳道指導者の意識的努力にも拘らず事實的には社會事業化への漸次的移行を餘儀なくされ乍ら、幼兒保育そのものを中心とする事業として自己を規定しつゝあるのである。換言すれば此事は、我國今日の幼兒保育がその發展過程の特異性にも拘らず、更には又此に關與する當事者の主觀的意欲の如何を問はず、今や一つの新なる高次の水準に向つて必然的にその本來的立場を高め得るに足る客觀的條件を醸成しつゝあることを示すものである。

扱て然らば、斯る客觀的條件と緊密なる關聯を有する所の主體的方面の現狀を顧みるに、些か立ち遅れの觀なきを得ないのである。此事は必ずしも斯る客觀的條件の現狀に關する認識不足を意味するものではない。斯る認識は寧ろ相當の程度に於て關係當事者、個人或は集團の胸裡に既に存在してゐるであらうとさへ考へられる。然し乍らそれは飽くまでも主體的條件として外へ向つて發動する處の所謂實踐力としての存在ではなく、却つて主觀の無意識的排他性に依つて彩色された自己の主觀的城廓に立籠り自尊の歪笑を浮べるにも似たる存在である。斯くも言ひ切ることは少しく穩當を缺くものこの非難を招くであらうが、敢て非難の豫想の下に於て尙且つ現時の保育危胎を指摘せんとするの意企を餘儀なくされてゐるのである。我國今日の各保姆養成所に於ける現行保育理論を若干の主流的色調に歸せしむることは必ずしも不可能ではないが、此等各主流的保育理論なるものが各自孤域主然たる逃避の下に而かも内心虎視眈々徒らに自己をのみ清淨視せんとするが如き今日の事情の下に於ては、それは單なる思辨的危險性を多分に包藏して居りそのまゝでは最早何等幼児保育の進展に寄與し得るものではあり得ないであらう。各養成所が夫々の立場に基く特殊性を有することは當然の理であり、その事自體は何等直接的問題たり得ないにしても、斯る特殊性を有すると同時に幼児保育と云ふ根源的共通性を有する存在であることには異論のありやう筈はない。然るに斯るものとしての幼児保育てふ根源的共通性に關する限り、その本質的異同の對立究明を見るに至らざるは抑々何に起因するが故であらうか。幼児保育理論なるものが一域的自給自足を以つて今日尙足り得るまでも言ひ得るのであるか？。それとも幼児保育理論に限つて先驗的に無對立であり得るまでも言ふのか？。乃至保育理論家は對立を好まざる紳士（似而非的紳士）たるべしと云ふのか？。我々は此に答へるに次の命題を以つてしよう。

幼児保育は科學の前夜を低迷してゐる

此事は我國幼兒保育なるものが科學たり得るの前夜に於て一つの大きな暗礁に乗り上げ動きがこれなくなつてゐることを表はすものである。各人各派の所謂主流的保育理論でも謂はるべきものは、夫々既にその独自の流域に於ける可能な一切の功績を果してへて、即ち我國幼兒保育をして今日あらしめるを得て、今やそれ自體その極に達し此上は海洋に注ぐ以外に途はなくなつたのである。此際海洋こそが保育科學である。然るに何事にもあれ科學たるためには嚴正なる自己批判を必要とし自己批判は他との對立に於てこそ成就される。斯くて對立はその實踐を通して新なる高次の統一に向つて兩者を揚棄する。海洋への注出を餘儀なくされ乍ら而かも注出の必然を實踐的に意識せざる所に我國現時の保育の停滯を見るこゝが出来る。要之、我國幼兒保育に於ける主體的現狀を、各主流的保育理論なるものが無益にその本城を固執し何等本質的對立へこ外化されるこゝなくして只管その主流的主觀の裡に自慰的心境を形成しその無意識的排他性に彩色されて徒に思辨的感情的對立をのみ夢み他流保育理論の漂竊的適用に依る部分的修正に満足し以て唯我獨尊の自信を失ふまいとしてゐるものこ規定し得るのである。斯る主體的條件を以つてする限り前述の如き望ましき客觀的條件を把握し得るには尙甚だしき質的距離を認めざるを得ないのである。茲に主體的條件が我國幼兒保育關係者の意識的努力に依存するものなる事は既に述べた所である。保母養成事業の主要性を顧みて、茲に兎言を敢てし、各主流的集團内の保育理論をして單にその主觀内に止まらしめず、我國幼兒保育が全體として直面しつゝある所の當面の主體的課題に對し、その本質的對立を通して具體的規定力たらしめ得るやう、實踐的イニチアテヴを探るこゝが最も肝要であるこ信するのである。

私の養成所の概況

東京昭和保姆養成所 土 川 五 郎

お尋ねがありました私の學校では大いした事も致して居りませんが、唯最も力を入れて居りますありのまゝを、平時此の時局に分けて申上げて見ます。

私の立てゝ居る東京昭和保姆養成所は、昭和二年五月の創立にかゝり、爾來茲に十二年間、卒業生は六百五十を超へて居ります。皆それぐよく眞劍に務めて居る事存じます。其よく務めて居る事を耳にします度に、皆先輩の方の指導宜しきを得たからだこ何時も感謝して居る次第であります。

抑々我養成所を設けましたのは、私が多年の経験から、よい保姆が欲しい、よい幼児はよい保姆によつてのみ得らるゝ、よい保姆を作るには、よい教師でなければならぬ、眞劍で造詣の深い人格者によらねばならぬ。かく考へて物色した所、幸によい先生が得られて茲に十二年、其間僅かに二名の更迭ありしのみ終始一貫日々心よく教養の任に當つて下さいますので、生徒の眞面目さが養はれ行くので私は常に感謝と共に喜んで居るのであります。

諸先生が私の氣持ちこしつくり合つて茲に一つの雰意氣が醸され、修業年限僅かに一年さはいへ一つの校風が毎年作られる様に見えます。別に八ヶ間敷い事も申しませんが、よく出席して眞面目な學習態度を示してくれまして、時に難問題を提出し遭遇せしめて見るに心よく之を仕遂げてくれます。

教室に於てもいつも私共を心よく迎へ、眞劍に授業を受け又柔かき親しみのある様子で私共を送つてくれます。教

室内はいつも和氣に満ちてよく引き締まつて居るので、私はありのまゝの嬉しき有難さを生徒に吐露する事もありま
す。

入學した當初は暗い顔も大分ありまして私ミ生徒ミの間に何か幕でもある様に感じられますが、私の話しの進むにつ
れ、遊戯で親しみの増すに従つて其幕は何時ミなく取れ、遠足や觀劇や音樂會等、同伴見學によつて一層の親しみを増し、
三學期に到りますミ何ミも云へぬ親しさを増し、卒業して出すのが心ひかれる思ひを致すのが常であります。

以上が私ミ生徒ミの間の概況であります。

さて毎日の授業について一々述べる譯にも参りません。唯こゝに入學當初の取扱ひについて摘記して見ます。この入
學當初が最も大切でありまして、

入學式に於いて第一に保證人又は父兄の前で養成所を立てました動機並に趣意ミ、一年間に勉學修養する目的を明らか
に説明し、第二に人格が、保育ミ云はず凡て人生の源泉であり、これに力を注ぐべき事や、第三に知識技能については保
姆ミなり母ミなつて實際に役立つのを主眼とする。

以上の三點を説明し、保證人ミ生徒ミに熟考の餘地を與へ去就の自由を許します。

入學後の一週間、私の心持ちミ學校の認識を十分にさせるこゝミ、人生觀を臆氣ながら感得し自己の人ミしての尊さミ
反省。について知得せしめ出發點ミ致します。私の教室に於ける教授の外に、遊戯十二時間、これによつて私ミの親しみが
出來朗らかな氣分に打たれる様になります。これは私ミ生徒ミの結び付く近道であります。第二週より規定の授業に移り、
授業に對しては十分能率の上がる様に校長ミ共に努力する。他の教師缺席の場合は、私が補缺して寸暇も與へない様にす
る。この方針がやがて生徒を真劍に導くことになる。

修身 幼児の感受性の強いこと、母や保姆の性行が其まゝ移り行く偉大なる力がある事を實例によつて話す時、自分の缺點も其まゝ移りて幼児を毒する事に思ひを浮べ、自制自肅の必要を悟らしむ。こゝに反省なり修養なりの必要を感じしめて修身の出発點とする。

生徒は徳目は知るも、實行する事極めて微力である故に、實際より理論に行く。材料は新聞記載の事項を取り、又は電車汽車其他見聞したるものゝ中より摘出して之れを批判し、出來得るものは之れを實行に移し其實行より得たる快感の實感より進めて行く。

又之れに保育と實接な關係を結び付け、兩々相俟つて實行しつゝ自分の修養について興味と道德愛好の念を熾にせんむ努めつゝあり。

特に行つて居る事ども

一、私は自分の經驗をありのまゝに話して生徒の材料として提供する。

二、私は近江聖人の母、大石良雄の忍耐宏量、識見、深慮等、仙臺秋の淺岡、春日局等の誠忠穩忍等講談等を打ち混へて先づ女子の感性を統制する事に力を致す如く歴史的人物の興味ある話題を挿へて訓話しつゝ保育の實際上に及ぼす。

三、學校以外によき講演ある時は、時に全生徒を連れて其講話をきかしめ、生徒に聞き方又其保育に應用すべき點を指導す。

四、文展又は音樂會(眞の音樂を感じしむる爲めの)に引率して觀賞を擅にせしむ。

五、觀劇毎年一二回歌舞伎座に名優のよき筋の劇を見せしめる。

此時は豫め筋書により、本筋及其夫れ々の俳優の表出方等特徴を指示して豫備知識を作りて觀劇に引率する(これは

金錢のあまりかゝりません様によい場所で見ると便法によりて)

六、掃除 實習中は寒暑を問はず保育室より遊戯室便所に至る迄掃除を爲し、硝子は寒風肌を突く如き時も必ず實行させ、床は水によつて拭はしめる。

此の時に與ふる詞

1、人の嫌ふ所は自ら進んで之れに當る。

2、徹底的に掃除を行ふ。

3、幼兒の氣分を爽かに健康を増進する爲めに掃除をする。

以上の三點から(1)困難を凌ぐ勇氣、(2)掃除を徹底させた時の快感(3)自己を捨て、犠牲となり全力を擧げて事に従ふ犠牲的精神の修養なることを痛感す。

非常時局に對しては、平素に前述せる各項を一層強化する事が最も大切であるを考へる。

修身に於ては常に、明治天皇の御製を拜聽せしめ、皇室國家に對し國民としての自分を深く考へて凡ての行爲を父母に、陛下に對し忠良ならしむる方に歸納せしめつゝあり。

保育の仕事が神聖なる尊き業である事を知らしめつゝある上に、殊に今時では二三十年後は國民即ち今の幼兒が將來國家を擔ふべきもの又列強等の複雑な關係を知らしめて尙將來如何なる難局に當らねばならない此の幼兒を強く正しく育つべき義務ありとの信念の下に保育せねばならぬ。故に

心身共に強く正しく育つるには如何にすべきかを教へ、又自ら強く正しくして身を以て率ゐる事を自覺せしむ。

外に一、時局に對して下し賜へる勅語を奉讀し近衛首相の演說聲明について十分に理解せしめ、二、新聞紙上に表はれ

たる戦局に我皇軍の奮闘については、地圖等によりて其進展を記し其苦闘に其捷利を感謝せしめ三、戦死者又は戦地に
ある將士の其子供に與へたる遺書、母にして父にしての死せる將士に對する感激に満ちたる手紙、戦地の將士より故郷の
父母に致せる孝心等其都度これを話題として十分に察知せしむる等、以上によつて自己の修養資料とする。又幼児が如何
に時局の影響を受くるかを觀察せしめて其遊びを助け導きて深き印象を與へる。

保姆養成の重要點

ランバス女學院保育專修部　　マーガレット・エム・クツク

近來保姆養成事業が、英文學、音樂、國文學等の所謂専門教育教師の養成事業同様に、或はそれ以上に必要なものとし
て追々社會に認めらるゝに至りました事はまことに喜ばしい事です。一體各専門教師の養成にはその各専門課目の習得以
外に教育者として、教育學、心理學等が必須課目として課せられ、亦その教養學歷等の程度にも相當なる制定がきめられ
て居ります。然るに人間の根本教育である幼児教育に携る保姆の資格に就いては從來全く無關心に扱はれて來て居りまし
た。勿論今日では相當に改新されて來て居りますが私は將來の幼児教育者の養成には尙この點を強調し向上させたいと願
ふ者であります。ついでには左の諸點を擧げてみました。

一、幼稚園教育及びナースリースクール教育は一般教育の基礎である事を確認する事、身體、知能、情緒、社交の發達
は即ち教育であるからであります。

二、幼児教育者は教育學、心理學、に精通するのみでなく、幼児教育そのものが一個人の全般に互る教育でありますから、博く各方面の知識を習得し高い教養を持つ、人格者を養成すべき事。

三、以上の要求を完成させる爲特に左の二點の學習に意を用ふる事。即ち

A、幼児研究

B、社會知識

A、幼児教育者は年長兒教育者に比してその被教育者の研究には尙一層の努力が必要だと思ひます。何故ならば年長兒は自分自身ある程度の責任を持つて教育されますが幼兒は全く與へられた環境に支配されて教育されるからです。故に教育者は唯幼兒研究に云ひましても多くの課程を研究しなければなりません。即ち一般の幼兒なるものを識り、その能力の程度、發達段階を識り、同時に個々の子供を識り、その個々の幼兒の要求を感知し、それに應ずべき材料の蒐集、撰定、環境の整理等々、とても高女卒業程度の者が準備なしではその任務を全うする事は出来ないのであります。教育學、一般心理學、教育心理、兒童心理等の根本原理となるべきもの、監督附の實習、參觀等、相當の勉學が養成所に於て與へられなければなりません。

B、社會知識に關しては自然研究、地理、文化科學、物理學等のうち幼兒の日常生活に密接なる關係を有する方面の學習を充分に保育科の課目に加へ重要視しなければならぬと思ひます。かうした知識を會得し、自分自身の生活の中に深く體驗した教師に正しく指導される幼兒はその人生の第一歩に於て如何に幸でございませう。否々そうあらせなければならぬのが幼兒教育者の果すべき大きい責任でございませう。

益々重要性を加ふる保姆養成

玉成保姆養成所 ソフアヤ・アラベラ・アルウ井ン

三つ兒の魂百までご申しますが、幼少の時に植えつけました精神は、永久に生長發展いたします。天皇陛下に忠誠を致す心、父母に孝に、兄弟に友に、朋友に信なる心、平和を愛し、美を好み、眞を欲し、一旦緩急あれば、義勇公に奉ずる心なき、皆幼少の時から養ふことによつて發展いたします。殊に幼稚園といふ團體生活、社會生活を致すことによりまして、幼兒ながらに、團體的訓練を受け、規律的生活をなし、團體の爲に自己を抑へ、公共の爲には、私を捧げるこいふ心、私の利益のみ計らずして、社會國家の爲に盡すこいふ心、社會人として、社會の爲に盡す心なきは、幼稚園の生活によつて養ふことが出來ます。又童話や昔話なきによつて、幼時から日本國民としての精神を、信念を、愛國心を養ひ、更に會集や、お祭りや、儀式等によりまして、國民的感情や、敬虔の念を涵養することが出來るのであります。又自然の觀察を觀賞等によつて、自然の美を眞を愛する心を養ひ、又音楽、圖畫手技等によつて、美感を養ひ、物を作り、美を創作するの喜びを味はせ、遊戯や遠足なきによつて、身心の發達を計り、身體の健康を保護し増進するものも、幼稚園の仕事であります。かく幼兒教育の使命は、甚だ重大なものでありますから、之が教育に當るものは、其教育法について、萬全の研究をなさなければなりません。教育學、心理學、殊に兒童心理、兒童衛生、保育法、自然觀察としての理科、圖畫、手技、音楽、遊戯、體育としてのダンスなき、各方面の學習を積まねばなりません。これ等の修養を完全に致しますのは、容易なことではありません。これを一二年間で修得せしめようとする保姆養成の事業は、非常な努力を、異常な熱心なきが無け

れば、到底其目的を達することが出来ないであります。殊に又保姆としての最重要なる資格は、學識の深遠、技藝の練達。方法の熟達があるばかりではなく、何よりも、人格圓滿、身體健康、信念に滿ち、教育愛に燃ゆる人でなければなりません。かうした理想的の保姆の養成には、全生命全生涯を捧げましても、まだ足らぬ思ひをいたします。況んや時局重大にして、國民精神の總動員を叫ばれる時、保育事業に従事する私達も、一層の努力をもつて、第二の國民の精神と體位を向上せしめ、國家の隆昌と、東洋の平和と、世界人類の幸福に向つて進まねばならぬと存じます。

保姆養成の二方面

奈良女子高等師範學校保姆養成科 森 川 正 雄

(一) 形式的方面 保姆は特殊の能力を要するが故に、法令上にその資格が規定せられて居る。現行の官公私立の保姆養成所では何れも右の資格を造ることを目標として居る。幼稚園令發布以來この法令に適合する保姆資格を得、免許状を授與せられるものが、全國にて年々數百名に上つて居る。然るにその最低年限は高女卒業後一箇年と成つて居り、到底その程度では優良なる保姆の育成は困難だといふ議論が起り、修業年限の延長や學科の改正なきが其後次第に保育界の問題と成つて居る。先年、名古屋市中開かれた全國保育者大會の際、その事について一つの議案が可決せられ文部省に建議せられたのであつた。其案では修業年限を二箇年とし府縣女子師範にて養成することを本則とし、又高等師範や大學の教育科で幼児教育のこゝを大に研究せねばならぬと要求して居る。何れも誠に結構なる要求であり、吾々は共に贊成の意を表す

るものである。

(二) 内容的方面 政府は時運の推移に鑑み、昨年三月、中等及高等程度諸學校の教授要目を改正し國體明徴の意義を高調してゐる。此の精神は幼兒教育に従事する保姆の養成所に於ても固より研究實行せらるべき事柄である。従來、幼兒教育のこゝは諸外國の學説及施設に學ぶ所多く、知らず識らずの内に、自然、自由、個人さいふこゝを過重視し、デモクラシーを謳歌するが如き傾向に陥つてゐる所も少くなかつた。是等は今後、大に精思、再檢討せられねばならぬ重要點である。従來、保姆養成所の年限延長や學科の改正について多くの議論が有つた。併し實は内容の方が先決問題である。學科目や時間の増加も、その内容を誤つては害あつて利はない。幼兒を唯一つの動物の如くにのみ考へた自然主義や、社會から離れた自由主義の謳歌の如きはその一例である。

(三) 新時代の到來 本邦人が今後永久に東亞の天地に大活躍を爲さねばならぬ事を思ふまじき、人口は幾らあつても足らぬと思はれる。併し數は多くても質が悪くは何の用をもなさぬであらう。數も多く質も良い人を造るには幼少の時より愛養善導するこゝを要する。此に幼兒教育の使命がある。幸に世間でも年々共に幼兒教育の重要性に對する理解の度を加へ、それと共に優良なる保姆を要求する程度も進んで來た。目下の最大急務は優秀なる保姆を養成して世間の期待以上の良果をあげ、事實例を父母兄弟の眼前に示して、如實に幼兒教育の重要性を経験せしめるにある。

(四) 保姆養成所の教師の問題 以上の事を考ふる時に、最後の重要事項として保姆養成所の教師のこゝが問題となつて來る。單に個々の學科や技能に長じた教師は多い。併し幼兒の教育についての經驗を學殖を兼ね有するものは甚だ少いのである。識者は此點について更に違算なきを期せねばならぬのである。

保姆養成機關の問題に就て

東京女子高等師範學校保育實習科 倉 橋 惣 二

幼兒保育の社會的及び教育的意義が進むにつれて、保姆養成の内容が一層の充實を要求されて來るのは當然である。その意味に於て現在の保姆養成機關は、その現状のまゝに止まつてゐることを許されない。殊に、就學前幼兒の問題が、國家的意義に於て重要な認識を加へられ來る時、その中心研究機關たり、専門従事者の養成機關たる此の施設に就て、國は一段の考慮を拂はなければならない。

現行の保姆資格は、幼稚園令と共に大正十五年の制定であつて、既に時を経てゐるのみならず、制定の當時に於てさへも、之れに對する不満足の見解は少なくなかつたのである。元來、大正十五年の場合は、幼稚園令全體に互つて、教育令としての獨立化の喜びも、幼稚園普及の希望が主になつてゐるもので、そのために、強ひて理想を求めずといった風のところもあつた。わけても、保姆の資格問題に於て、それが大に免れ難い點させられた。之れは、新教育法令の制定、殊に、從來久しく事實的制度になつてゐるものを、それを法的制度に規定してゆこうとする場合にして、充分諒さなければならぬことでもあつたのである。

ところで、制定當時からも、その後は尙更に、問題となり來つた諸點の中、最も主に論ぜられたものは、保姆の無試験檢定を受け得る資格(幼稚園令施行規則第十條中、高等女學校卒業といふ基礎資格)その他之れに準ずるもの)の上に「一、

年、以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シタル者」云々項ミ、専門學校入學資格を以テ入學資格ミする學校に於テ、「一年以上幼児ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者」云々項ミである。

此の中、前項に屬する問題ミしては、その幼稚園の實質につき何等規定のないことが懸念せられ、しかも僅に一ヶ年の經驗でいゝ云々云々が不満足させられ、正規の保姆養成機關の修業年限ミ同様でいゝ云々されてゐる云々(一ヶ年以上云々いふ云々)が、頗る不合理だ云々されるのである。しかし、之は、資格基準であつて、地方長官に於テその實質及び年限を規定し得る譯であるし、殊に、保姆養成機關そのものミは別の云々であるから、茲では暫く問題の外に置く。そこで、茲で問題になるのは、保姆養成機關の修業年限である。それも法令の辭句通りミしては、「一年以上……」であるから、必ずしも一年ミ限定せられてゐる譯ではないが、法はいつでも其の最低標準で行はれるのが常であり、現に一年が保姆養成所修業年限の通念の如くなつてゐる位で、之がさうしても一つの問題ミせられるのである。

然らば、何年であるべきか云々いふ結論に就ては、先づ諸家の説に聽きたいと思ふが、從來、各地の保育大會等に於て主張せられ、決議せられ、又建議せられてゐるところは、一ヶ年云々云々である。而して、之れに就ては、種々の理由が擧げられてゐる云々と思ふが、理論的には、保姆無試験檢定資格の第一を「小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スルモノ」云々してゐる以上、そして、小學校本正の養成が、高等女學校以上一ヶ年(即ち師範學校第二部の場合)である關係上、特に保姆の場合も亦之ミ一つなるべしとするのである。次に、實際的には、現在の一年に盛られ得べき學科の種類及程度、殊に技能の練習及び保育の實習に於て、到底充分ミなし難いとする、幼稚園側の批判である。又、之を養成所自らミしても感じてゐる進歩派の意見である。此の理論的ミ實際的ミの二つの理由の中、最も力強い理由ミなるものは、蓋し後の實際上の要求であり、言ひかゆれば、保姆そのものミ實質への要求の進展である。

ところで、此の修業年限問題は、實は單なる年限問題ではない。その年限の延長を必須とする内容充實の問題である。而して、その内容は學科の種類、技能の程度、保育實習の充實度を主要點とするものであつて、問題の炎の中心は茲に立脚せられて來る。

此の點に就ても亦、諸家の説に聽きたいのであるが、現在の實際を眺めて、學科の種類にして、是非一層の精しさを加へられなければならぬものは、保育の根本知識としての教育學及び心理學方面の各事項、社會事業の理念と實際との關する理解、及び幼兒保健に關する知識と實習とである。之等のことは、現行學科目に於ては極く一端に觸るゝか、或は全く觸れもしないのであつて、謂はゞ狹義の教育的保育學しか與へられなかつたりする。つまり、そこまで深く入るには時間足りないのである。殊に、幼兒保健の方面に關しては、僅に育児法として教授されてゐるに止まり、現代の保健衛生の詳しい教養も、その實感さへも殆んど與へられない。之は國民保健問題の第一基底としての幼兒教育の任に當るものとして、甚しき缺陷たらざるを得ない。之を要するに、現在、主として、狹義の教育者として養成せられてゐるものが、社會事業的、保健衛生事業的方面の従事者としても充分養成せられる必要があるのである。

三

次に、技能、保育實習の問題に於ては、程度の問題もいはれるし、茲では多く言はない。たゞ現状に於て極めて不充分なことを思はねばならない。

しかも、保姆養成機關に就てその最も必要とする點は、之等の法令上に表示せられる内容項目よりも、それが如何に眞實に充實した實施をされるかであらう。その設備、その教職員、その教育時限、その實習指導の如何等こそ、最も重要な

る問題としなければならぬ點であらう。但し之等の各々の點を現状の實際に對して言はうとするのではないが、小學校教員養成機關に對する國家の態度に比して、如何に甚だしく差別があるかは何人も認めざるを得ない。勿論、小學校教員養成機關（即ち府縣立師範學校）同一に、必ず公立でなければならぬといふのでは決してない。たゞ、今日の殆んど非監督な狀態に對しその公的監督の充分なる徹底の必要は、之亦、何人も異議なきところであらう。獨逸が、幼稚園保母養成に如何に周到親切な管理を行へるかは、（本號別項參照）その内容に於て必ずしもその通りでなくとも、探つて以て範とするべきところがあるに信するのである。

幼稚園を充實せしめんすれば、保母を充實せしめるを第一とする。保母を充實せしめんすれば、その養成機關を充實せしむるを第一とする。而して、此の問題につき、最大の熱意を以て語りあひ、眞に力を籠めて相謀り得るものは、現に此の業に當つてゐる同志の間である。（昭和二三、一一、二一〇）

保母養成所しらべ

記 者

我が國の保母養成事業は近年非常に發達し、その數も頓に増加してゐるが、全國的の調査は未だ行はれてゐない。本會は諸方のお手数を煩はしてこの調査を行つて見た。

調査手順

先づ調査の手順として、北海道、各府縣、樺太、朝鮮、臺灣の學務課に就て、所管内の保母養成所名及びその所在地を伺つた。各學務課からは、年度末御繁忙の折柄にもかゝはらず、折り返し御返書を下つたことを感謝する。御返事をいたさき得なかつた數縣を除き、現狀左の如くである。(同府縣内ものはイロハ順)

養成所名及び所在地

北海道 北星女學校保育專攻科 札幌市南五條西十七丁目

岩手縣 岩手縣女子師範學校講習科 盛岡市内丸

私立花卷保育實習科 岩手縣稗貫郡花卷町

宮城縣 太陽保育學園 仙臺市東二番町一四一
青葉女學院 仙臺市元柳町六九

福島縣 福島隣保館 福島縣上河原町

千葉縣

千葉縣女子師範學校保姆講習科

東洋英和女學校幼稚園師範科

東京保姆傳習所

東京保姆專修學校

東京目白保姆學校

東京昭和保姆養成所

東京女子高等師範學校保育實習科

帝都教育會附屬教員保姆傳習所

貞靜學園幼稚園保姆科

玉成保姆養成所

佛敎保育協會保姆養成所

千葉市

麻布區東鳥居坂町八

小石川區原町一〇一

杉並區高圓寺三ノ二九八

澁橋區下落合三丁目一三八八

品川區大井原町五二〇八

小石川區大塚町三五

小石川區表町八八

小石川區大塚町六九

杉並區西高井戸一ノ一三三

中野區宮前四六

橫濱市中區長者町五丁目

金澤市西町

名古屋市中區白壁町一ノ五

京都市東山七條京都高等女學校內

京都市上京區下立賣烏丸西入

京都市上京區相國寺北門前町

東京府

神奈川縣

石川縣

愛知縣

京都府

聖德保姆養成所

藤花保姆養成所

柳城保姆養成所

本派本願寺保姆養成所

平安女學院專攻部保育科

京都成安女學院

大阪府	ランパス女學院保育専修部	大阪市天王寺區石ヶ辻町
兵庫縣	頌榮保育専攻學校	神戸市神戸區中山手通六丁目三十六
奈良縣	奈良女子高等師範學校保姆養成科	奈良市北魚屋町
廣島縣	新庄學園内保姆養成所	廣島縣山縣郡新庄町
德島縣	後洞學舎尋正保姆養成所	德島市德島女子師範學校内
朝鮮	中央保育學校	京畿道京城府西大門町
	梨花保育學校	京畿道高陽郡延禧面
	京城保育學校	京畿道京城府清進町

總計 三十一

次いでこの三十一の保姆養成所に就て

養成所名、所在地、創立年月日、設立主體、宗教關係、所長(御氏名、御兼務關係)、職員數、生徒數(定員、現在在籍)、入所志願者數(昭和十年度、十一年度、十二年度)、修業年限、學科目及各科總時間數、實習時間數、實習場所

以上の各項に記入欄を設けたる表を御送りして、御記入の上御返送下さるやう御願ひ申上げたところ、之又御快諾下さつて、二十二養成所から御返事を得た。

扱てこれ等二十二の表によつて得たる我が國現在の保姆養成所の概況に就て順次申し述べて見やうと思ふ。

創立年月日

養成所名及び所在地は前述の通りとして先づ創立年月に就て言ふならば、

明治年代に創立せられたるものは 四

(この他に明治時代の創立にかゝるもの二つあるも認可が大正時代なるを以つて大正の創立に記入せられてあり)

大正年代の創立にかゝるものは 八

昭和時代になつてからのものは 一〇

設立主體

官立のもの 二

公立のもの 無し

私立のもの
個人 六
團體 一四

次に宗教關係に就て見るに

宗教に關係なきもの 九

キリスト教主義のもの 八

佛教主義のもの 五

次に生徒數であるが、

定員は最多の場合一五〇人、最少の場合一〇人、それを通して全國の養成所で養成せんとしてゐる生徒總數は合計すれば二十二所でもつて九百九十四名となる。しかも現在在籍者數を合計すれば七百四十九名であつて、即ち、昭和十二年度に於て保母として養成せられてゐる人數が此の多數にのぼるのである。

次に入所志願者數を見るに(此の點につき、記載なきもの一所ありし爲此の總計は二十一所分による)

昭和十年度	一一三九名
昭和十一年度	一一〇一名
昭和十二年度	一〇六〇名

即ち、年頃によつて、多少の差はあるが大體一千の志願者があり此の内約七百が入所してゐるを見られる。

次に修業年限の項になるが、本科としては

一ヶ年のもの	一六
二ヶ年のもの	六

であり、此他研究科の設けのあるものがある。

次に學科目及各科時間數の問題になるのであるが、この點は學科目の名稱のつけ方によつて簡單に統計し得ないが各養成所の規則書をも合せて見るに、何れも主内容としては、

修身(道德要領、倫理學入門、公民等)、教育(教育學、教育史、教授法及管理法等)、心理(心理總論、兒童心理等)保育

(保育法、育児法(生理衛生)乳幼児保護事業概要等)。理科(博物、植物栽培、動物飼育等)圖畫、手工、音樂、體操、遊戲等であるが、この他佛敎主義の養成所において、佛敎概論、佛典等の講義がなされ、キリスト敎主義の養成所において、聖書、神學、敎會歴史、聖歌、英語等が行はれてゐる。尙ほ修業年限二ヶ年の養成所にあつては、國文學、文學、美術史、習字、生花、兩親敎育等を加へ、又更に童話を一科目として取り上げて童話の理論から説話法に至るまでを授けて居るところもある。

次に保育實習の場所であるが二十二所の中

自園に於て實習するもの

一四

自園及び他園にて實習するもの

六

他園に委託して實習するもの

二

である。この時間數に就ては明確なる統計を得難かつた。

子供の軍歌

岸邊 福雄 作歌
弘田 龍太郎 作曲

一
父さん負ては いけないよ
天皇陛下の 兵隊ぞ

勝て 勝て
勝て 勝て
うんこ勝て
ワッシヨイ
ワッシヨイナ

二
僕は隊長 ラッパは次郎
トーチカ クリーク

それ突貫だ けつもらせ
それ突貫だ 突貫だ
ワッシヨイ
ワッシヨイナ

三
こちらにまはれチテチテタ
そちらにまはれトテチテタ

敵兵一人も 逃がすなよ
ワッシヨイ
ワッシヨイナ

四
はづみにさぶにおつこちた
弟はラッパを 吹きやめて
兄さん早くミ 飛んで出た

ワッシヨイ
ワッシヨイナ

五
かもうな今は 突貫だ
おくれて恥を かくぢやない
朝日のみ旗を 早くたて

ワッシヨイ
ワッシヨイナ

六
僕等はずいぶん強いせう
父さん勳章 もらつたら
ちよつミサ かせて

ワッシヨイ
ワッシヨイナ

子 供 の 軍 歌

行進曲の速度で演奏してください

上 下 左 右 八 角 十 字 三 角 四 角 五 角 六角 七角 八角 九角 十角

岸田龍太郎作
原田龍太郎作

カキコトコ カキカキ カキカキ カキカキ カキカキ カキカキ カキカキ カキカキ カキカキ カキカキ

新入園児を迎へる

入園兒童に就て

幼稚園に入つて來る子供——年齢は僅か四歳、五歳ではあるが、考へ見るに私共の一生のこの時期よりも素晴らしき發達をその數年間に完成して來た子供なのである。まるで小猫の様に頼り無かつた生命が、今は自分の身體が支配出來る様になつてゐる。學校も教師も無しに言葉を覚え、私共の住む大きな世界と大分交渉を持つて來てゐる者となつてゐる。このわづかな數年間に子供が如何なる完成、いかなる能力を獲得して來たかを先づ見てみよう。

子供は何ら科學の法則を知らなくとも、物體の固さ、軟かさ、熱さ、冷たさ、物の大小晝夜の別と云つたものを経験によつて知つてゐる。何か卓子の上にある重い物を引張

仙臺 青葉女學院 ベルニス・ジャンセン

れば大きな音をたて、落下する事を知つてゐる。それで落ちない先きに目をつぶつて仕舞ふ。自分に使用出來る物と出來ない物のある事を知つてゐる。赤い物は容易に見分けがつき、又色によつて物の區別も出來る。

この年齢になるに面白い簡單なお話なら聞いてよくわかる。話を聞いたり、會話をしたりする集中力の限度は始め五分から、徐々に二十分位迄に延長する。子供等は無限の好奇心を持つ——その興味は積木の汽車から複雑な飛行機、動物の鳴聲、飯事、ピアノや時計の内部に迄及ぶ。

特に環境に對する鋭敏な感受性には實に驚異すべきものがある。人の神經質な様子に素早く氣付き、幼稚園で如何

な訓練が行はれてゐるか敏感にみこつて仕舞ふ、愛を暖い理解には如何に敏感である事であらう。そして自分のへた経験から割出して新しい経験を測り幼稚園が好きだか嫌ひだか、それで決めて仕舞ふ事になる。

如何してこんなに短い間に色々覺えるに至つたか云ふに、それは感覺に導かれて、知らず知らず見、聞き、嗅ぎ、ふれて感じる事から始まる。そして更に両親や兄弟達のする事を真似て目や耳、手足を使ふうちにいつか自分自身の経験の世界が出来て來るのである。

そしてこの四五年子供は自分の世界に住んでゐるが、やがて父母が幼稚園に通はせる事にきめる。それで先づ我々教師の考へる事は、いかにこの様に育つて來た子供達を幼稚園生活に順應せしめたらよいか云ふ事である。先づ其一つは習慣の形成からはじめられる。

良い習慣をもつて幼稚園に來る子供達にはそれを基礎にして團體的な生活の習慣をつける事は非常に容易である。悪習慣を持つて來た子供はそれを矯正してその上によき習慣を養はねばならぬ。しかし皆一緒になるのであるから、

一樣に團體的な訓練から始めるべきである。それは皆一樣にはじめるので何らわけへだての感が無く最良の方策である。

先づ第一に獨立する氣持を養はなければならない。お母様や女中の附添ひは初めの週だけは許すが、次の週からはもう玄關迄で、あきはすつかり先生のお世話に委ねなければならない。泣いたり叫んだりしても子供には別に害にならない。はじめからかうして教師と家庭と協力出來れば先づ第一の難關が越せるわけである。一週間ばかり毎朝泣いて困る小さい兄弟の子供達があつたが、次の週からは外の子供と變りなく皆の中に入つて遊べるやうになつてゐた。

次には帽子や上套や辨當袋なきをきちんとかける習慣をつける事である。これにはよく面倒を見て監督しなくてはならない。子供が自分で外套をぬぎ自分の外套かけにきちんと落ちないやうに掛けるやう先生はよく見届けねばならない。こんな事をした事の無い子供が澤山あるので、この習慣をつける爲には幾週もかゝりなかく、忍耐のいる仕事である。よく注意してなかく、外れないボタンや堅い新し

い靴なごの場合には直ぐに手を借してやらねばならない。入園當初からかゝるしつけは見逃してはならないので、さうすれば非常に一切は容易になる。

次にはお便所の習慣である。はじめの一ヶ月位は三十分置き位に御不淨通ひをしなくてはならない子供があるが、やがて午前中三回行けば大丈夫になる。子供のパンツやブルーマは樂に子供が獨りで下し、きちんこ上げられるやうに作つてあつて欲しい。又手を洗ひ自分のタオルできちんこ手をふく事を教へなくてはならない。手洗流しや手ぬぐひ掛け、高さが子供の背に丁度よいならば水が床にこぼれる様な事もない。又お水を飲む時にも子供がちやんこ自身のコップを用ひる様に注意しなければならぬ。

お辨當の時間は子供達の爲にたのしい時間である。そして、それをお食事のお行儀を教へるに共に、健康に役に立つ習慣を學ばせる時とするこよい。卓子にお行儀よく向ひ、ゆつくり小口にいつぱい入れずに小口に食し、お辨當を殘したりものをこぼしたり、しないやうに注意せねばならぬ。

このやうな事は教師がいつも心掛けてゐなければならぬ。

い事である。このやうな習慣についてはしばしば子供達も語り合ひ、又何故かう云ふ習慣が幼稚園で必要か説明しなくてはならない。然し又同時に幼稚園では毎日新しい事に子供達が直面して來るのであるから、單に急がず焦らず各個人の個々の習慣や必要を充分に理解して着々こ習慣づけなくてはならないのである。

入園當初は、子供達に色々無理にならないやうに、年長の子供達と一緒にする前、三日位先きにはじめのこよい。子供達はゆつくり幼稚園を眺め、玩具であそび、先生を親しみ、又先生も新しい子供達を親しむ事が出来る。最初の日は一時間を越えないやう、二日目、三日目は一時間半位、そして三日目からお辨當を持つて三時間來るやうにするこよいと思ふ。

徐々に子供は團體の一員になつて行く。自分の個性を充分に發揮しつゝしかもそれで團體の協力精神をさまたげてはならない。自分も外の子供も同時にほしいもの、したい事があるのを知り、代るゝものをする事を覺えて來る。かくしてその經驗はひろまり、個性もはつきりこ浮び出て

やがて私共が人格を稱するものに子供自身成長して來るのである。

小さい子供にまつて、遊戯は一つの言語である。話しの出來ないうちから、あそびで表現して來たのである。それは表現の一つであつて、五歳位迄は大方自然的な遊びの方がお話や歌よりも先きに來てゐる。それ故新入園兒がはじめ幼稚園の行事に大した興味を起さなくとも落膽する必要はないのである。——そんな子供は自分だけでわかる方法

新入園兒を迎へる心組

春だ、而も非常時の春だ、樂園の裡にも春が來たのだ。木々の芽は夫々の持ち前に於て勢よくふいて居る。暖い風が芽を出させ、春の雨が蕾を脹らませる、然し其の春風も慈雨よりも根本的なものは落葉の一片に秋の寂寥を感じせしめられた其の時から、今日の準備が行はれて居るこゝであ

で自然に自分を表現してゐるのであるから。——自由な遊戯でそれはなされてゐるのである。はじめの幾月かは子供各自に肉體的にも情緒にも智的にも、また精神的にも伸びる事の出來る機會を與へられるやうな簡單にしてしかも伸縮性のあるプログラムを作つて、良習慣の形成につきめなければならぬと思ふ。實に教師にまつても教師自らの實力をためす時で、自分が子供達にかゝる發展をさせんまつてゐるや否や自ら省る時であると思ふ。

大阪市立久寶幼稚園 藤 本 ツギ

る。私共の新入兒を迎へる心構へも一日々々の経験から來るべき年をあゝもかうも構へられつゝ今日を迎へるに至つたのだ。

新しい子等は迎へられた。輕やかな足ざりて園のお仲間に加つた。此の子の父も母も乃至は祖父母もいたけな

エブロン姿に限りなき愛の眼ざしを以て見送りつゝ登園せ

しめられるのである。希望に充ち／＼た子達ミ家族を迎へる私等の準備はこれで充分で有らうか、新しい年、新しい子、そして私等も経験さいふ温床の上に新しく芽を出さう。新しい子達を迎へる事によつて私等の望みは高く大きく而も日々がより輝く。

願るに昭和十二年度は我國未曾有の年で有つた。本年も亦國難はつゞき國民總動員さいふ國を擧げての事になつて來た。

抑々保育のお仕事を、從來さても春の長閑さで行つて來た理由では毛頭ないが、日支の事變は私達にも大きな響きで有つた。ベストを盡して來たさいふ今迄の方針や方法丈では満足が出来なくなつた。減私報國、教育報國の心に燃え立つて昭和十三年度を迎へる次第である。

研究會、發表會等ミ云つて、實質に觸れざる研究の爲めの研究であつたり、發表のための發表であつたりした迫らざる態度は今後許されなくなつた。此の子のために、此の町のために是非さもかうした保育をミ日々を精進し度いミ

思ふ。

就ては先づ

一、健康に育てるべく方策を立て度い

善良な性情も幼兒を健康に育て上げる事によつて自ら養はれる。

日光に當てやう

黙々ミ歩かせやう

何でも美味しく食べさせやう

充分な睡眠をもらせやう

熟慮した事は一々實行に移さう

根氣よくつゞけやう

家庭ミしつかり握手しやう

醫者ミ手を繋がう

園を修了した後々までもいゝ事は續けさせやう

二、もつと保育を荒削りに

手技にしても、遊戯唱歌を扱つても、小學校の高學年を感心させる様なお仕事はすつかり止めにして、もつミ基本的な生活をさせやうミ思ふ。例を遊戯にみるならば、從來

の遊戯をしし云へばピアノが鳴り出し一定の身ぶり手ぶりが練磨されるに云つた一つの型を破り、次の様な遊びを多分に加へ度いと思ふ。

- 1、徒歩競争
 - 2、地面に平行線を畫き線より線へ飛び越えさす
 - 3、土俵をかつがせる
 - 4、輪なげ、輪抜け遊び
 - 5、横臥させて體を轉ばす
 - 6、バケツに水等入れて運ばせる
 - 7、平均臺様ものを渡らせる
 - 8、疊の上に座せる保母を後から押させる
 - 9、毬を腹にして全身を廻轉させる
- 等々誰にも出来る簡単な遊びで、繰り返す事によつて不

ン／＼上達する基本的なものを考へ出し度い。或日名簿の整理を行つて居た時、カルタ遊びに勝れた人が誰よりも早く正確に處理出来た事實があつた。種々な遊びが其の時の面白さ、來るべき次代への土臺となる事を希望する保育項目中、談話も大きな役割を持つて居て、幼児の心の方面を養ひ生活を指導するよすがとなるのだが、基本的なものを數少く、幼児の飽かぬ程度に繰り返し話して、幼児の血となり肉となりしめ度いと思ふ。國亂れて英雄現はれ國難來つて國民精神が發揚されるのは世の常で、生々しい時代の體験を持つた自分等こそ次代に活動すべき國民を作り上げるべき資格を有するものなる事を新入兒を迎へて自信し度い。

新入園児を迎へる

東京本郷第一幼稚園 檜 山 京 子

五〇

送り出した子供達にさうぞ幸多き將來を祈つて、さて今更の様に俄に膝のまわりの淋しい三月の末、新しい入園願書を手にし、新しい幼児名に接し先づ何よりも先に爲なければならぬのは私共迎へる者の心の準備と身體の準備です。某は誰の弟だから、又妹だから、斯うであらふ、あゝであらふさいふ推測や獨斷を避けるのは勿論のこと、受け寫す鏡は透明で無色で、いがんたり曲たりしない正しいものでなければならぬと同時に、正確で精密な觀察眼、初旅に出た子への同情を豊にしつかりに用意しなければなりません。そして驚きの瞳を見張つて、又はオゾ／＼不安げに、或はしぶ／＼手をひかれて、或は意氣揚々を得意で、小踊りして來る子達の、さの足ざりをも感じ分け得る敏感さ、其れに應じ得るまめやかな心と身體を準備致しませう。三月學年末の過勞を充分癒す間もない四月の

始氣候も一轉化する時、教職にある者の身體は安心と疲勞がこもすれば押しよせ勝ちなものです。しかも全身を觀察眼にして緊張しなければならぬ四月新學期、充分な睡眠休養と適度な榮養は缺くべからざるもの、毎朝清々しい明朗な心と顔で幼兒を迎へる爲に私達は文字通り自愛、自重しなければなりません。もし保母の方が郡會生活ばかり爲ていらつしやる方でしたら四月の新學期を迎へる前には是非一日を靜かな、しかも無言の中にまめやかに動いて冬から春へ、春から初夏へ絶えず準備をいそしんでゐる自然に接し、しつこりした土、にほやかな木の芽、果てしない大空や浪の音から充分の憩ひを得になる事を切にお勧め致します。心と身體を準備するに同時に環境設備の準備、椅子、机、戸棚、靴箱、等の修繕、樂器の調律、砂場の遊具、炊事道具其他の補充、人形の着物新調又は洗濯、

靴箱、各々ひき出しの名札つけ、在籍簿又は幼児カードの記入、幼児と共にする春蒔きの前の花壇の手入れ、新學期に要る印刷物や保育材料の註文、砂場の砂補充、運動具箱本の修理と補充、遠足用の救急箱整理、藥品衛生材料の補充、等設備が整つたら、或は前後して新入園児又は入園希望者の身體検査又は保護者會をして豫め園の意圖する所を説明し、保護者の希望を聞くのも新入児を迎へるに就ての仕事の一到に數へられまじやう。今一つ設備に後戻りします、他家の玄關へ立たし時、嚴めしい感じ、清々しい感じが、明るい、暗い、あはたどしい、伸びやかな感じ又傍の枝折戸ごしに小鳥の囀なき聞いた時の和やかさ、花のつぼみのふくらみそめたのや色つきかけた錦木の枝なきを入口ま近に眺めてゐるこ、やがて現れて來られる家主の趣味人格の床しさがしのばれるものです、同意味でお母様に伴れられて幼児がまづ第一歩を踏み入れる幼稚園の玄關をさうして置きませう、にぎ／＼しく華麗に飾り立てる必要はなくとも、幼い心がスツミ閉ぢずに、ぼつ／＼ぼける様な雰圍氣を作り度いものです。

扱かくして入園式にいよ／＼新幼兒を迎へたら第一に覚えてしまはなければならぬのは幼兒の家庭での呼び名です、知らない顔や見た事のない室、何もなく落ち付かぬ様な、怖い様な、心細い感じ易い幼兒の耳もこに、日頃お母様から呼ばれ慣れた言葉で「ヤッチちゃん」「こいはれたら」「む」こ思はず氣軽く受答をする實況は讀者のよく御承知の事と思ひます、幼兒の名と顔とを結びつけて早く覺える爲に、新入の日に記念撮影をするのも一つの方法でせう、幼兒名は一日で覺えられ、ば最もよく、ぎんなに遅くとも、組の人数にもよりますが四十人前後なら、三、四日のうちには記憶してしまはなければなりません、そして何かと勝手なれないで不安である新入當時の幼兒の心持を落ちつける爲に、組の子供の靴箱の位置、各々抽出の位置は呼び名と同時に出来る丈早く覺えなければなりません。混雜してゐる玄關で靴箱がわからないで困つてゐる幼兒に「ここと」すぐ指示出来るのこ「こかしら」こ大人もろ共ウロ／＼するのこでは言葉の違ひはいさ／＼かでも子供心に及す影響の違ひは隔段となりませう。見知らぬ所へ來た幼な心の

新刊寄贈書紹介

母性讀本

下田次郎博士著

東西の賢母に就て實話的に分り易く書かれた本。書中には、母子を描いた名畫も挿入されてゐる。

博士は人も知る女子教育の大家で、四十年もの長い年月を只管に吾が國女性の覺醒に専念せられ、又母性の力の偉大なる事を力説せられた方。それだけに、書中至る所に、博士のこの熱情の迷りを感じないでは居られない。大方の女性にも、又男性にも切に御一讀をお奨めする。(發行所 實業之日本社、東京市京橋區銀座西一丁目三、定價 三圓五十錢)

小學實話讀本

全四冊 上澤謙二氏著

「一つは往時の偉人傑士の高邁卓拔な事蹟を示すこと、もう一つは現在の普通人の日常平凡な事件の中にこれを求めること……」
 「後者は我が今、企て得る目標と、爲し得る範圍とを教へて、強い精神的自己發見と、實行的欲求とを誘發するのであります。……」
 「品性教育道德教育に於ては、特に「實行」と云ふことが重んぜられる點から觀て、後者の模範的提示は大きな意味と使命とを有するものと思はれます……」

不安さを一日も早く取りのけて、明るく、アットホームな心持にする爲には保母の方々一人々々に又園全體として全力をあげねばなりません。入園後一週間や十日ですぐ室が變つたり、折角慣れた先生が變つたりする様な事が萬一あるとしたら子供達は折角ほびけた心がまた閉ぢ又おぢるのではないでせうか、閉ぢた心には教育も訓練も出来ないでせう。ここさららしく幼児の機嫌を取つたり物を與へたりする事は不必要ですが、幼児が明日も又つゞきを爲度いご願ひ、明日もこゝで遊び度いご欲し得る程まづほびけた心持にする爲、出来る丈の努力を盡さなければなりません。同時に、昭和十三年度の、一學期の、四月の、時代の歩みから取り残されない保育案の準備も出来て居なければなりません。更に私共の研究は歴史を逆登り將來を慮て一日も足踏みせずに進めなければなりません。大切な使命を持つてゐる日本國民の基礎教育たる、幼児保育、その學年の始を迎へる私達、心身共に新に、行進の第一歩を勇敢に踏み出し度いと思ひます。

以上の著者の言葉によつてこの書の意のある所が諒解出来ると思ふ。子供自身が讀むやうに出来てゐる事、尋常一二年から高等一二年まで學年別にしてその年齢の子供に適當な實話を集録してあること。敘述に當つては創作と同様な熱と想像とを驅使したこと、等々が特色であらう。大方の御購讀をおすゝめする。(發行所 厚生閣、東京市麴町區下六番町四八、定價 一圓二十錢)

母子保護法に就て

財團法人中央社會事業協會主事 高 島 巖

一、緒言

待望の母子保護法は、昭和十二年三月三十一日、法律第十九號をもつて公布せられ、愈々、今年一月一日より施行せられた。

母性竝に兒童保護に關する問題が、こゝ數年來、非常な關心をもつて世人の間に叫ばれ、又その對策が、それ／＼の立場に於て適當に講ぜられつゝあることは、兒童を次代の國民として見、且つこれの健全なる成育を希念する建前から、誠に慶賀に堪えないところである。殊に、今次事變の勃發に關聯して、その必要益々痛感せられる國民體位の向上、國民生活安定の立場よりするも、この問題の適當に解決せられるか否かは、國家盛衰の如何を支配する重大案件たるを失はない。

昭和八年十月、兒童虐待防止法が實施せられ、翌九年十月には少年救護法が施行せられた。これより曩き、昭和七年一月より實施せられた救護法は、同法第一條に於て、貧困にして生活し能はざる十三歳以下の幼者を救護し、更に、同法第二條に依つて、その幼者の哺育上必要ある場合は、滿一歳に達する迄その母をも併せ救護する道を拓いた。

かくの如く、國家は立法行爲に依つて、不遇なる母性竝に兒童を保護救濟せんさし、更に、一般社會事業關係に於ては、これら立法關係の兒童は勿論、一般不遇兒童の保護救養に萬全を期するため、各種の施設を經營し、今や、これら兒童保

護に關する社會施設は、全國を通じて二四九二(昭和十一年末財團法人中央社會事業協會調査)に及んでゐる。

然し乍ら、これを、右各兒童保護立法についてのみ見る時、そのされもが、ある特定の兒童を對象とするものであり、殊に、兒童心身の健全なる發達に重大なる關係をもつ母性の保護に關しては、工場法、鑛業法その他の一般法規中に、出産前後に於ける婦人保護の途が、講ぜられてゐる他は、僅かに前記救護法第十二條に依る貧困にして生活し能はざる一歳未満の子を擁する母に限られある状態なるをもつて、兒童を中心にしてその母を救濟するをもつてその主要目的とする母子保護法の實現は、こゝ數年間に於ける母性並に兒童保護に關する各種立法行爲の總決算をなすものとして、國家社會のため、誠に慶賀に堪えない次第である。

この機會に、本法の内容並に本法成立の沿革について、一應の説明をなし、參考の一助をしたいと思います。

二、母子保護法成立の沿革

わが國に於ける母子保護に關する運動は、大正時代の半端以後、内務省社會局が設けられ、兒童保護に關係ある各種の立法が試みられた際、貧困母子扶助立法の運動が起された時に始まるが、その當時、民間に於ける社會事業家等の間に於ても、母子扶助法制定の要望が高まり、遂に政府は、議會に、兒童扶助法案が提出するまでに至つたが、種々の事情のため、豫定通り提案が出来なかつた。尙、昭和六年三月、一議員の手に依つて、母子扶助法案が、第五十九回帝國議會に提出されたが、これ又、審議未了に終つた。其の後法律案として二回、建議案として一回、議員より提出されたが、政府はこれに對し、財政上の理由により實施困難なる旨答辯し來つた。

然るに、昭和九年に至つて、その當時頻々として起つた多數の母子心中事件に端を發し、帝都に於ける婦人團體が

驟起して、再び、母子扶助法制定促進の運動が、新しき熱き力をもつて叫ばれ、それが、昭和十年開催の第八回全國社會事業大會にも反映し、遂に婦人團體（これは最初母子扶助法制定促進婦人聯盟として結成せられたが、その後母性保護聯盟と改稱して今日に及んでゐる）作成の法律案に一部修正を加へて、前記大會繼續委員會の名に於て、政府案の參考ともなるべき母子扶助法案を發表、建議し、これの制定に關し各種の運動を試みるこゝになつたが、一方政府に於ては、社會事業調査會に命じ、前記各法律案を參考として政府案作成、これを昭和十二年第七十回帝國議會に提出して、こゝに待望の母子扶助法は、母子保護法となつて成立するに至つたのである。

母子保護法は、かくの如くにして、昭和十二年三月三十一日御裁可を経て、公布、昭和十三年一月一日より愈々施行の運びになつたのであるが、本法の成立は、只に貧困なる母子の救済といふ消極的意味の外に、次代國民の心身の健全なる發達を目的とするところに、更に大きな意味があり、これこそ、この法律の讚へられてよい最も大きな分野であらうと信ずるのである。

三、母子保護法の内容

母子保護法解説として厚生省社會局發表のものに依れば、

第一章 法律制定の趣旨竝に其の沿革

第二章 扶助を受けるもの

第三章 扶助機關

第四章 母子保護施設

第五章 扶助の手續

第六章 扶助の種類及び方法

第七章 扶助費

第八章 雜則

の第八章に分けて、これが解説を試みられてゐるが、本稿に於ては、右の内、第二章の扶助を受くるもの、第三章の扶助機關、第六章の扶助の種類及び方法の三項についてのみ記述し、爾餘のものは他の文獻にゆづることとする。

(一) 扶助を受くるもの

最初に、扶助を受くるもの、であるが、本法に依つて扶助を受くるものは、如何なる場合であつても、左の如き資格要件を具備するものでなければならぬ。

その**第一**は、十三歳以下の子を擁する母であることである。

子供が、心身共に健全に成長するためには、母親自らこれが養育に當ることが最も適當であることは、云ふまでもないが、本法の目的とするところも、母をして、その本來の使命である子女養育の任務を完ふせしめやうとするものであつて、このことは、諸外國の母親たちが、多く乳母にその子の養育を任せてゐるのに反して、わが國では、母親自らその子の養育に當る美風をもつてゐる、その美風を、更に助長する誠に美はしい規定と云はねばならぬ。

「子を擁する」といふ言葉が、第一條と第二條の中に三度も使はれてゐるが、「有する」「せすに」「擁する」「したところ」に、本法の進歩した精神がうかがはれる。母は、唯子供をもつてゐるのではない。これを保護し、これを養育する任務をもつもの、この解釋である。

次に、わが國家庭生活の實狀に鑑み、祖母が母に代つてその孫を養育する場合が極めて多い關係上、本法は、ある特定の場合、即ち子の父母がその子に對して扶養の義務を果し得ない状態にあり、止むを得ず、祖母が母に代つて孫の養育に當るやうな場合、この祖母を母と見做し、孫をその子と見做して本法を適用することになつてゐる。

尙、子の年齢を十三歳以下と定めたことについては、諸外國の例なきを引用して、色々議論の分れるものがあるが、兒童心身の發育が、一應この年齢に達することに依つて一段階を劃するこを見るこが出来ると同時に、他の立法關係、特に救護法の均衡を保つ必要上、かやうに定められたものである。

但、この問題は、今後とも、種々研究の結果、出來得るならば、十五歳程度までは引き上げらるべきであり、尠くとも、兒童虐待防止法竝に滿十四歳に達するまでは適用範圍内に置かれたいが、現在のところでは、前述の如く他の立法關係のこも考慮せられねばならず、一應この程度にて満足せねばならぬと思ふ。

この法律が最初立案せられた當時、問題となつたのは、私生子をさうするか、こいふことであつたが、本法では、その社會立法としての建前から、公生子と私生子との間に何等の區別を設けず、積極的にこれを保護することに定められた。即ち、本法の所謂子といふのは、民法上の子の觀念に依り、嫡出子、私生子（庶子を含む）養子、繼子の凡てを指すのである。但、母が子と共にあるない、つまり里子等に出してゐる場合は、これを含まないことは、「子を有する」こせず「子を擁する」こした文理解釋からしても明かである。

その第二は、貧困のため生活するこ能はず又は子を養育するこ能はざるもの、でなければならぬ。

本法は、國家が義務として行ふ一方的の保護であつて、従つて資力ある母をも、その母たるの故をもつてこれを扶助するが如きこは本旨でないのみならず、かくするこに依つて生ずる各種の弊害をも考へ、本法は、母の貧困を扶助の重

大要件としてゐるのである。最も、この、貧困であるかないかの限界は、實際問題として相當困難ではあるが、一般社會通念的に見て、母が、最少限度を認められる程度の生活をも維持することが出來ず、又は、子の生活及び教育に必要な扶助を行ひ得ない場合に限つて、これを扶助するのである。

本法が貧困條件として、貧困のため「生活すること能はざること」を「養育すること能はざること」と、分けて規定したのは、實際に於ては、母が貧困のため生活が困難であれば、それに伴つて必然的に子の養育が出來ないか、又は、出來ても不充分である場合が多い。然し乍ら、觀念的には、その一方のみ、生活不能といふことも考へられる。例へば子に扶養義務者があつて、子の養育に關する費用のみ扶助するが如き場合、子の養育は出來るが、母は生活不能といふやうな場合もないではないからである。

その第三は、母に配遇者なきか、又は、なしを見做さるゝ場合、でなければならぬ。

本法制定の直接目的は、子を擁する母が、その生活を維持して行く夫を失ひ、そのために、母としての本來の使命である子女養育に、更に、これに加へて生活を維持して行かなければならぬ責任を加へられた場合、これを扶助して、子女養育の重責を完ふせしめやうとするのであるから、夫がある以上、その妻子扶養の義務を尊重する意味をもつて、これを扶助しないことは勿論である。従つて、扶助を受ける資格要件としては、先づ、死亡、離婚、婚姻の取消等に依つて、夫のない場合を原則とし、次に、例へ夫があつても、扶養義務の履行に關して、なきに等しい状態にある場合、即ち、夫が、

イ、精神又は身體の障礙に依り勞務を行ひ得ない場合

ロ、行方不明なる場合

ハ、法令に依り拘禁せられたる場合

ニ、母子を遺棄したる場合

等に限り、夫なしミ見做して、本法を適用するのである。

尙、夫が失業してゐる場合等のこゝも、同情すべきではあるが、これは他の立法に依るこゝし、本法では、これを扶助しないこゝになつてゐる。

更に、これらの場合に於ける夫婦關係について、所謂内縁關係の如く法律上の届出をしないものであつても、事實上婚姻關係と同様の關係にあるものをも含み、これを扶助せんミする建前は、社會的觀點からして、誠に進歩した立法ミ云はれねばならぬ。

以上、扶助を受くるものゝ大體について記述し來つたのであるが、例へ右三要件を凡て具備してゐても、左の如き事情にある場合は、本法に依る扶助をなすこゝは無意義であり、且つ又、不適當であるミ認め、これを扶助しないこゝになつてゐる。

即ち、その第一の場合には、母が性行その他の事由に依り子を養育するに適しない場合、その第二の場合には、急迫の事情にある場合を除き、扶助を受くべき母子の扶養義務者が、共に扶養能力ある場合である。

母の性行が甚だしく不良であつたり、精神又は身體に著しい缺陷があるやうな場合は、例へ本法に依る扶助を與へても、その目的である子女の完全なる養育を期するこゝが出来ず、折角の扶助が無意味に終つてしまふからである。

母子の扶養義務者が共に扶養能力のある場合は、母子に扶助を要する事情が切迫して居り、扶養義務者の關係を考慮する違のない場合のみを例外として、原則的には、これを扶助しないこゝに依つて、扶養義務者をして、その義務を履行せしめるやうにしてゐるのである。

この問題に對して、裕福な家庭でも、家庭不和のために、扶養義務者がその義務を果さないやうな場合、本法の保護を受けられないのは不都合だといふ議論もあるが、本法は、元來、生活困難の母子を救ふのが目的で、そのために、國民が汗水流して拂ふ税金をつぎ込むのであつて、裕福な家庭生活を營むものに對して、家庭不和を理由として、その義務を免じ、國家がこれを支拂ふといふことは適當でない、といふのが立法の建前である。

尙、本法は、右扶助を受くるものに對し、注意及び制裁の規定を設けてゐる。

注意……扶助を受くる母が、その子の養育上不適當な處置又は不適當な態度を採る場合は、本法の扶助を與へても、本法の目的を達し得ないのみならず、却つて弊害を生ずるおそれがあるので、かやうな場合には、實際扶助を行ふ市町村長は、その母に對して子の養育上必要な注意を與へ、扶助の適正を期することになつてゐる。この場合、市町村長の與へる注意は、扶助を受くる母に對して與へるのであつて、この注意の法律的性質は、一種の行政處分たる效力を有することになる。従つて、母が、市町村長の與へる注意に従はない場合は、市町村長は、扶助をしないことが出来るのである。

そこで、市町村長は、如何なる注意を與へ得るかといふに、その注意は、子の養育上必要な範圍のものでなければならぬのであつて、徒らにこの範圍を越えて母の生活に干渉してはならぬことは勿論である。従つて、市町村長の與へる注意の基礎となるべきものは、母子の生活事情に最も明るい方面委員によつて提供せられることになるのである。

注意の内容としては、保護關係、教育關係、勞働關係等に互つて行はれるが、注意を與へる形式は、大體方面委員を通じて行はれるのを常とする。

制裁……制裁は、法第十條の場合に、法第十四條の場合に、二つに分れる。

法第十條の場合

法第一條、第二條、第三條、第四條の規定に依つて、扶助を受くる資格をもち、又、現に扶助を受けつゝあるものであつても、その者の作爲又は不作爲に依つて、扶助を與へることが、その目的を充分に果し得ないを認められる場合、市町村長は、初めより扶助を行はず、又は、現に受けてゐる扶助を取消すことを得ることになつてゐる。

法第十條は、このことを規定したものであつて、扶助を受くる母であつても、次の三事由の一に該當するときは、市町村長は、これを扶助しないことを得るのである。

イ、本法に基きて發する命令の規定に依る處分に從はないとき。

これは、主として、法第六條の規定に依り、市町村長が、各種の扶助をなさんとする場合であつて、例へば、労働を忌避する氣持から生業扶助を拒み、生活扶助のみに依つて徒食せんを欲する場合、又は、市町村長が扶助の種類の変更をなし、或は個々の場合に於て、母に對して各種の指揮、命令をなすとき、これに從はないやうな場合である。

ロ、故なくして扶助に關する調査を拒みたるとき。

扶助を受くべき母が、果して本法所定の要件に適合するものなるや、又、如何なる醫療方法を行ふべきか、等について、市町村長又は方面委員が調査をなすとき、これを拒むが如き場合であつて、かくの如き場合は、扶助を行つてもその目的を達することが出来ない關係から、扶助をなさないことを得るのである。

ハ、第七條の規定に依る市町村長の注意に從はないとき。

前述法第七條に於ける市町村長の注意に從はず、自由に振舞ふ如き場合であつて、これも、本法の期待する効果を望み得ない關係上、かゝる場合には、扶助をなさないことを得るのである。

法第十四條の場合

本法に於いて所定の各條件を具備しないにも拘らず、扶助を受け、又は受けしむるために欺罔手段を弄する如き場合であつて、本法は、かゝる事態の發生を防ぐため、方面委員令に依る方面委員を補助機關として、母子の實情調査に當らしめることとしてゐるが、多くの事件を取扱ふ場合、必ずしもその徹底を期し得ない場合もあるものと思はねばならぬ。かかる場合に於て、その扶助を取消し、既に與へた扶助に付、その不常利得をして返還せしめることに依つて、かくの如き場合の發生を防止することとし、制裁として三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金を科することになつてゐる。(以下次號)

編輯後記

いままでもあるにはあつた制度なり機關なりが、公的の確認保證を得て磐石の安きの上に立ち、益々その職能を發揮しやうとしてゐる時、——母子保護法にしても、又は職業紹介事業の國營實施にしても、其他厚生省のなさんとしてゐる事業等々——吾々の保母と云ふ職能ももつとつかりした粘りのある横の繋りを持つて、もう一段の法的な保證を得、根強い國家的存在としての自信を持つて、日々の仕事に従事し度いと希はずには居られない。それには必然的に保母の母體たる保母養成機關の問題に考を致さなければならぬ。現在の保母養成機關は、各々は皆立派な公的存在ではあるが、一所一城主義で、個的孤立的存在の感無きにもあらずである。各々の養成所には、きつと抱負し、かこち、又構んでゐるものを持つ

て居るに違なからうと思つて、先づそれをお互に吐露し合つて然る後始めてお互の心からの連繋がもたらされるに違ひないと思つた。本誌はこゝを狙つたのである。四月號を保母養成所號に?と云ふかの様な意外と少々侮蔑的意味を含んだ頭が浮ばぬでもない。經營上の廣告價値を考へれば成る程既に月遅れである。併し本誌はそこを念頭に置かなかつた。全國的な、保母又は保母養成機關のねばり強い連繋とでも云ふやうなもの、先行的と言つた様の役目の幾分かの助けにでもならば望外の喜びである。

◇保母養成所の問題 諸家の所説に、この問題に就いての種々なる暗示を受けるものである。又保母として深感反省の好資料たる事を疑はない。

◇新入園児を迎へる とすると乾から

びやうとする吾々の心に、春の慈雨となつて保育こゝろを蘇らせてくれる殊玉篇◇母子保護法に就て 雜誌に新聞にかい問見て居た母子保護法の全貌を、その生ひ立ちから一々の法規に到る細かい點まで、懇切丁寧に説明が加へられてゐる。紙數の都合で後半を來月號に割愛しなければならなかつた。

◇保母養成の教案 新興、ドイツの諸般の制度機關が、いろ／＼の意味で吾が國に紹介せられてゐる今日、吾々と最も密接な關係を持つてゐる保母養成機關が、ドイツに於ては如何に國家的存在として當局の關心監督の下にその機能を働かしてゐるか、この紹介によつてうかゞはれる。之も亦後半を來月號に割愛した。

◇新入の園児を迎へて 各園はどんなにか希望と忙しさの中に過されて居る事であり。御自愛を祈る次第である。(編輯係り)

幼 兒 童 話

お父とうさんと先生せんせい

武 田 雪 夫

フミ子ふみこさんのお家うちでは、よく遠足えんそくに出かけました。——お父さんの會社かいしゃがお休やすみの日に、お母さまと三人で出かけました。お辨當べんとうやお茶ちやや、それからお菓子や果物くだものを持つて行きました。

お辨當は、一ばん重いので、お父さんがお持ちになりました。お茶は、水筒すいとうに入れて、フミ子さんが肩かたにかけて行きました。それからお菓子や果物は、お母さまが持つていらつしやいました。お晝ひるになるミ、景色のよい所に坐つて、みんなでお辨當を食たべます。お辨當を食べて、お茶が飲のみたくなるミ、フミ子さんは、水筒を肩からはづして、いつも大きな聲で言いひました。

「お父さん、水筒の栓せんをこつて下さいな。」
するミ、お父さんは、

「はアい。」と言つて、水筒の栓をきるミ、水筒の蓋ふたを小さいコップのやうにして、その中へ、

トッブン、トッブンミ、上手にお茶をついで下さいます。

だつて、フミ子さんの水筒の栓は、それはそれは大へんかたくて、なかなか一人では取れないのですもの。

フミ子さんは、はじめて今年、幼稚園に入りました。

ある日、フミ子さんの幼稚園では、みんなで遠足に行くことになりました。フミ子さんは、お辨當の入つたバスケットを持つて、水筒を肩にかけて出かけました。

一、二、一、二、一、二、一、二……。

フミ子さんは、お友だちや園長先生や、それから女の先生たちと一しよに、元氣よく歩いて行きました。

一、二、一、二、一、二、一、二……。

そのうちに、フミ子さんたちは、れんげ草や、たんぼぼのお花のたくさん咲いてる、きれいなきれいな広い野原へ来ました。

「わァい、わァい、わァい。」

みんなは、ほんたうにうれしくなつて、その草の上にお荷物を置くミ、いきなり草の上を駆け出しました。そのうちにジャンケンをして、鬼をきめるミ、鬼ごっこをして遊びはじめま

した。男の子は、お相撲をこつたり、かけっこをしたりして遊び出しました。

それを、にっこして見ていらつしやつた園長先生が、笛をお吹きになりました。

「ビリ、ビリ、ビリー。」

そして、

「さあ、みんな、ここへ集つて。さ、おつしやいました。

さうするさ、フミ子さんたちは、みんな仲よく、先生の前にならびました。

園長先生が、また、おつしやいました。

「さあ、これから、お辨當を食へませう。きこでも好きな所で、お上りなさい。でも、あまり

遠い所へ行かないやうにして下さい。そして又、この笛がビリビリー鳴つたら、すぐに又、

ここへ集るのですよ。」

でも、みんなは、園長先生がこの草の上にお坐りになりますさ、すぐに、そのそばへ坐りました。フミ子さんも、先生のすぐ前に坐つて、みんなさしよにお辨當を食へはじめました。

あたゝかいお日さまが、お背中をボカボカ照らしてゐます。まあ、あたゝかいさ、あたゝかいさ、それから、お辨當のほんたうにおいしいさ。

そのうちにフミ子さんは、お茶がほしくなりました。フミ子さんは、水筒を肩からはづさ、

大きな聲で言ひました。

「お父さん、水筒の栓をさつて下さいな。」

するさ、みんなが、一しよに、

「わァい。」と笑ひ出しました。

フミ子さんは、先生のごきをお父さんなんて言つてしまつたので、はつかしくて眞赤になりました。でも、先生は、にこにこして、「はァい。」とおつしやつて、水筒の栓をさるさ、水筒の蓋を小さいコップのやうにして、その中へ、トッブン、トッブンミ、上手にお茶をついで下さいました。

フミ子さんは、うれしくなつて、そのお茶をのむさ、先生の方を向いて、

「ありがたう。」と言つて、頭を下げました。

先生も、また、にこにこして、フミ子さんの方をちらんになりました。フミ子さんには、そのお顔が、お家のお父さんの通りに見えました。それで、フミ子さんは、前よりも、もつこもつこ先生が大すきになりました。

その時、さこかで、

「ポーッ。」と、お晝のサイレンが鳴り出しました。

おしまひ。

ナチス幼稚園保姆養成所の教案

多田鐵雄

現在學制改革が企圖され論議されてゐるが、その何れを見るも保姆養成に關してはあまり關心を持つてゐないやうであるが、之は甚だ遺憾なることであるのみならず、むしろ不當なりと斷定し得ることである。

私個人としても一つの意見を持つてはゐるが、之は機會を見て述べさせて頂くことにして、偶々本年五月にナチスの統一的保姆養成所の教案が、ナチス教員聯盟の機關紙である雜誌「キンダーガルテン」に發表され、これが大いに他山の石となるものと信じたる故にここに御紹介申上げる次第である。

(一) 養成の意義と目標

國家社會主義は斷々乎として獨逸の家庭 Familie の強化を要求すると共に、各家庭をして有爲なる教育所たらしむることを努力する。兒童が晝間託される場所 Kindertagesstätte (幼稚園、託童所、兒童晝間ハイム Kindertagesheim) はこの家庭による教育を必要の限り、可能なる限り、補足し援助し代理する。就學兒童を預る託童所及び放課後の就學兒童を預る兒童晝間ハイムはその他に學校の課業に就いて家庭 Haus を代理し、以て學校を援助す。

保姆は兒童が晝間託される場所及び寄宿制ハイムに於て、又は家庭に於ける補佐役乃至母親の代理たる點に於て、職業的教育者である。

保母はその委ねられたる兒童に對し、及びその職場たる兒童ハイム及び家庭に對し、全力を盡すべきものである。保母はその役割を、兒童に對する奉仕としてのみならず、同時に又家庭及び國民に對する奉仕として把握せねばならぬ。

凡て保母は將來に於ては又學童保母^{ホルトボグ} *Hortnerin* としても教育される。特殊の學童保母養成は廢止される。それ故學童保母たる名稱は無用のものとなる。

婦人學校、フレーベルゼミナール、その他は、それ等が保母養成機關なる限り爾今は凡て保母學校 *Kindergärtnerische* なる名稱を用ひる。

保母學校の最終目標は何等かの意味での人道主義的、市民的自由主義的、マルクス主義的意義に於ける社會教育的なる教育者及び助手の養成ではなくて、專一に國家社會主義的なる獨逸的なる國民母性性 *Volksmütterlichkeit* への教育である。

現今に於ても尙ほ未だ幼稚園保母、學童保母、ゼミナールに於て至る所に殘存し續けてゐる處の過去の時代の、又時代遅れの世界觀たる所謂「社會的教育學」の代りに、一つの根本から又凡ゆる個々の點に至るまで飽くまで社會主義的にして同時に國民主義的なる協同體促進の教育學 *Pädagogik der Gemeinschaftshilfe* が登場せねばならぬ。即ち國家社會主義的運動の精神から生れたる國民協同體促進 *Volksgemeinschaftshilfe* 及び國民協同體教育がそれである。

(II) 前提條件ニ豫備教育

最低年齢十六歳六ヶ月。保母學校へ入學を志願する資格あるは原則として、國民學校(註八ヶ年制の小學校)を終了したる健康なる獨逸少女にして、純粹にアーリヤ種族であり、且つ獨逸少女團(註ナチスの前衛たるヒットラー少年團の女子部)——出来るだけその班長として——に於て訓練を経たる者とする。志願者が國民學校選抜學級又は上層學校の三ヶ年を修了し

たる者たるこゝが望ましい。

家政學年の終了が入學の條件となる。この家政學年が未だ設置されざる間は、適當なる學校に於ける、又は出来るだけ子供の多い、出来るだけ農村的な家庭に於ける、少くとも一ケ年の家政的養護の仕事が入學の條件となる。勞働奉仕(註ナ)チヌ男女青年に課せられたる國家奉仕)は名譽奉仕である。故に勞働奉仕完了は家政的奉仕として看做すことを得ぬ。幼稚園保姆たらんこする少女が十七歳を以て勞働奉仕に従事し得て、その結果少女が保姆養成教育を受ける以前にこの奉仕を完了するやう、努力さるべきである。

(Ⅲ)選 拔

各志願者は師範大學又は工科教員養成所への入學の際と同じ選抜方法で且つ國家監督の下での選抜手續を受けねばならぬ。提出すべきものは自筆の履歴書・寫眞・卒業證明書・學校長並びに獨逸少女團指導部による保姆職に對する適性の判定、健康證明書・自由泳法證明書。提出された書類から明瞭に推定される性格的政治的缺陷に基いて入學拒否することは差支へない。學業の成績はこの選抜に於ては特に重點を置くものではないが、最後の判定に際してはそれも顧慮される。(特に獨逸語、體操、音樂の成績)

選拔は次の條項に據り行はる。

- 1、責任的な選拔委員長による入念なる口頭試問、及びそれとは別個に性格學的鑑賞者との第二の入念なる口頭試問

- 2、幼兒及び學童の實際的取扱ひ方の試験若干

(a) 若干の遊戯及び諸種の作業的活動が自由選擇に供される(又運動遊戯及びそれに類するもの)

(b) 物語又は童話の話し方(簡単な準備の後)、及びそれに関して兒童との簡単な對話

3、獨逸語

(a) 朗讀

詩の朗讀(發音と語感的能力を判定す)

(b) 言葉の文章的驅使(純粹の能力試問)

(一) 書取 || 日常語の語彙、句讀法の基本的規則(特に難澁ならざること)

(二) 作文 || 短き敘事文

4、體操試驗

5、音樂的資質の試驗

6、作業的創作の試驗(板紙細工、木工細工、廢物利用の製作)

7、圖畫的能力

8、女性的手仕事

(IV) 養成機關

保姆の養成教育は二ヶ年とし、國家試験を以て終結する。二ヶ年のこの養成コースの短縮的終結は如何なる場合にも許されぬ。即ち二ヶ年の養成教育は教育的見地からも授業的見地からも一つの統體を形成するものであり、學級協同體、

Klassengemeinschaft による生徒の陶冶こそ養成コースを通じて終始一貫して緊要なる故である。

(V) 養成教育

保姆の養成教育を理論的實際的の授業を幾分の自宅宿題に限定してゐた從來の思想は打破せねばならぬ。養成教育には次のことが不可分に屬してゐる。

(a) 獨逸少女團としての活動の繼續。この活動は勿論大體に於て限られたる範圍内でなされるであらうが、然し特に教育者の方面が重視されるであらう。かくてこそ養成教育を獨逸少女團活動と交互に促進される。

(b) 僚友隊教育 Kameradschaftserziehung (註ナチス獨逸はヒットラー少年團に於ても、獨逸少女團に於ても、勞動奉仕に於ても協同生活團體訓練のために數十名宛一單位の隊を作りこれを僚友隊と名付けてゐる) による教育者を造る教育、從つて女生徒相互間の勞作協同體 Arbeitsgemeinschaft 及び生活協同體 Lebensgemeinschaft を基底とする教育。

(一) 僚友隊教育

學校寄宿舎・女生徒集會所・學校野營に於る、又學校旅行・祝祭・行軍に際しての授業外の協同體教育は、獨逸少女團及び勞動奉仕が目指してゐる一般的な國家社會主義的な是正強化に限定されてはならぬ。むしろこの協同體教育は「教育者を造る自己陶冶と協同體教育」なる特別の使命を持つ。

將來の職業教育者たるものは特別の意義を生ずる。養成中の保姆の協同體生活は彼女等が將來教育者として奉仕すべき價値に向つて合目的に全力を以て方向付けられねばならぬ。

この場合國民性涵養、國民性的勞作、特に家庭・幼稚園・託董所に於ての國民性涵養、國民性的勞作と云ふ大なる課題が指導的である、それより進んで兒童を委ねたる両親との接觸に於ける保姆の國民教育者の課題。最後に獨逸少女團・ナチス婦人聯盟・ナチス國民福社區・市町村・殊に農業町村に於ける將來の協力活動に資するための國民性涵養、國民性的勞作への關與。

この目的のために各學級はその養成教育の全期間を通して、嚴密に組織立てられたる僚友隊に區分されねばならぬ。この僚友隊の指導は學級主任との打合せにより、一方獨逸少女團乃至勞働奉仕に於て特に推獎信認され、他方同時にその職業に於て將來最善をなすべきことが確實なる生徒に託される、教員はこの僚友隊長と密接に協力すべきことが命ぜられる。

この僚友隊生活の核心をなすものは、協同の身體的鍛鍊、音樂的實踐、就中國家社會主義的運動の諸歌材・國民歌・童謡の修得、童話、家庭的談話等でなければならぬ。唱歌協同研究、談話協同研究、素人劇研究會はその協同體教育、僚友隊教育の意義に於ては比類なく高く評價されるべきである。更にそれ等と授業との適當なる連絡の下に、職業教育についての精神的協同體が加はる。學校寄宿舎又は僚友隊寮舎が存在するならば、その協同體生活は出来るだけ同一僚友隊へ夫々一團となるやうに編成する。若しも學級又は全學校が旅行をなす場合には、就中、若しも學校が一つの固有なる寮舎 Lager を施設する場合にも、上と同一のことが妥當する、かゝる固有な寮舎こそは、その簡易的自然的協同體生活によつて、又その心情的精神的團結によつて、又自明なる秩序と訓練によつて、人格教育と知識教育、特にその融合、即ち學校と生活の融合に對して根本的な價值を有するものである。教員團も亦、生徒と共にするかゝる生活協同體によつて利する處多しであらう。

授業時間に於ける教授は、屢々根本目標を示すべき國民性財 Volkstumsüter を單に知悉せしむるのみで、その國民性財が心情及び意志の中に根を張ることなく、又個々の女生徒の心奥へ浸透し、彼女等を感じせしめ、實行にまで燃焼せしめることのないものがある。これらの缺點の克服は、たゞこの國民性財を生活に即して熟知し、生活に即して國民性財と接合する時にのみ到達せられる。僚友隊生活はかゝる價值を女生徒協同體自體内で實現せしめんとする熱烈なる意志から

支持され激勵されてあらねばならぬ。國民性財は唯に體驗、即ち「意識上」を充實するのみならず、又心魂の意識下の奥所までも浸徹せねばならぬ。若し我々がこの價値に通曉してゐるだけなら、若し我々がこの價値について記述するだけなら、若し我々がその價値を信奉するを承認するこゝが時代に即したこゝだを斷定するだけなら、それは不満足の極みである。重要なるこゝは自己の心魂の奥所からの眞實の信念であり、内面的人格的必然性からの眞實の信念である。かゝる價値に對しての單なる知識は、たゞそれが獨逸人に關する民族學、國民學、心情學に於ての最高權威的學說であらうとも、若し女生徒の生活がこの價値の心からなる肯定から營まれてゐるものでない限りは、教育的仕事に對しては一文の價値もないものである。女生徒の生活の肉體的精神的的心情的全體がこの國民性價値から統一的に形成されなければならぬ。かくてこそ最後には學校を生活の(從つて將來に於ける職業を生活の不幸なる)乖離が克服される。

この價値を志向する生活の實踐躬行が模範として生徒に示されるこゝにより、又、その指導者が單に言葉を以てこの價値の遵奉を説くのみでなく全心全意この價値信奉に基いて行動し、この價値の實現のために身も魂も打込んで當り、そのためには獻身犠牲に喜んで應ずる者であるこゝによつて、初めて、與へられる授業が一番早く一番確實に眞實の生活力に成るのである。たゞ模範的に躬行される生活のみが他の者に對しても、それと同じ生活を造り出す。保姆養成の過程に於ける僚友隊教育に對してこゝに提示されたる要求は、保姆が將來その職業並に生活に於て、自己の力によつて指導せねばならぬ處の凡ゆる協同體に對しても、その趣旨が妥當する。

原則として上と同じ同一の要求が又各々の保姆學校の教員團協同體に對しても課せられるべきである。教員團は、少くとも生徒の僚友隊に希求されると同じ訓練を態度を持てる確固たる教育者僚友隊にまで一致結合すべきである。それが教員團の責任である。社會教育的教育所(即ち保姆學校)は教員體並に生徒體が相共に確固たる國家奉仕團的に形成せられたる僚

友隊になつてこそ、初めて國家社會主義的國家及び國民の構造に真正に適合し、且つ國家及び國民の構成に適當する處の團體となるであらう。教へる者と學ぶ者との、この兩者の僚友隊的の有機的統體こそは新しき國家に於ける社會教育所の、竝に實際に各學校又は大學の教育的根本構造をなすものである。

(二) 入門的宿營 Einführungslager

この養成教育は如何なる場合にも學校授業を以て始まるべきでなく適當なる地方に於ける一週間の宿營 Lager を以て始まるべきである。こゝで新入生徒は彼等の職業に對する最初の方向付けを體驗し、學校及びその學年間の研究及び生活協同體の中へ疾風の如くに成長して行く。彼等はこゝで二ヶ年の教育の意義及び過程に對する概觀を、第一學年前期に於ける研究の分類に對する概觀を得る。

既に到達せるもの、到達途上にあるもの、最終學期即ち第二學年後期に於てはまゝめて完成せしむる目的を以て、ほとゝ第二學年前期の終りに當り、更に少くとも一週間の宿營が營まれねばならぬ。

(三) 理論と實際

幼稚園學及び託重所學は屢々二重に、即ち(一)教育學の領域に於て、(二)職業知識 Berufskunde の領域に於て授けられた。不必要な反復及び矛盾がこの際頻りであつた。時折に保姆はさながら挽回の間でのやうに理論と實際との間ですり潰された。かゝる周知の缺點は除去されねばならぬ。保姆學校の首腦部は、將來は理論と實際とを最初から、又徹頭徹尾相互に一致さすべき責任を持つ。

(四) 教材の分裂

全體に對する意義を消失したる自由主義の四分五裂的科學企業 Wissenschaftsbetrieb は、全體性云々云々に就いて

はむしろ男性よりも、より高度の必要性を持つ處の獨逸女性の教育所に對しても食ひ込んでゐた。今日行はれてゐる多くの教案は、無数の特殊領域への専門家的・智能家的・専門利己主義的分裂から支配されてゐる。それに應じて、一つの學級に無数の教員が入替り、立替り入つて來る。このことは就中、生徒と教員との親密度の不足を結果する。かくて有數なる保姆學校に於ても今日尙、一週に十六個までの種々異なる教育課目を持つた教案が存在してゐる。その結果、毎週一時間のものの七課と、その他幾分時間數の多いもの數課と云つた全く個別化された課目群となつてゐる。後に掲げる教案は、この各種の課目を強く相聯繫せしむることを試みてゐる。一人宛種々の専門を持つてゐたものをかく合併せしむることは、その實行に際しては屢々困難に遭遇するであらう。この分離せる諸課目は然し授業と教育との國家社會主義的統一化、統體化の決定的重要さのもとは、従前よりも一層強力に除去されねばならぬ。この缺陷の根源は、理論的・實際的の兩方面に於て完全に完成せる教員力が不足だつたことに基因する。

(五) 學校と僚友隊教育

自宅宿題は出来るだけ、その遂行が學級の學校外協同體生活を豊富ならしめるやうに調整さるべきである。協同的に解決さるべき課題が特に選ばれるべきである。その他の場合は、宿題は生徒の協同體教育、人格教育たる僚友隊生活のために決定的に制限さるべきである。

(以下次號)

新刊

倉橋惣三作詞
小松耕輔作曲 戸倉ハル振付
日本の旗 日の丸の旗

色刷表紙四六倍判音譜及び振付
説明
定價送料共一冊 金參拾錢
前金(振替或は參錢郵券)を添へ
冊數及び送先き明記申込次第直
に送本す

此の時局、幼兒兒童に何を唱はせませうか。どんな遊戯をさせませうか。本會は、今日此の新しい唱歌と遊戯とを全國の幼兒兒童の前に贈り得ることを最も欣快とするのであります。願はくは、皆さまのお力添へを俟つて、幼稚園に、學校に、家庭に、街頭に、津々浦々に、此の唱歌遊戯の流布を見るに至り得んことを。之れが本會の遠慮のない望みであります。

尙、此の刊行によつて得た金額は、國防費に獻金致したく、既に金百圓を獻金致しました。どうぞ此の趣旨にも御共鳴下さつて、尙ほ一冊でも多くお購求下さい。又廣くお勧め願ひます。一冊の御購買は即ち同時に國防獻金となるのであります。若し各幼稚園が此の意味に基いて、取りまどめて御註文下さるようなことまでして頂ければ、此の上ない幸であります。そのために表紙も美しい色刷りの家庭向きにして置きました。右本會の二つの希望を御協賛願ひます。

發行所

日本幼稚園協會

東京市小石川區大塚町三十五
東京女子高等師範學校附屬幼稚園内
振替口座東京一七二六六番

日本幼稚園協會編輯 幼兒の教育

會長 東京女子高等師範學校長 下村 壽
 主幹 東京女子高等師範學校教授 倉橋 惣三
 附屬幼稚園主事

日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノトス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五錢ヲ齎出スヘシ、會員ハ無料ニテ本會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ク

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルヘシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ

第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場合ニヨリ臨時總會スルコトヲ得

第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
 一、幼兒教育ニ關スル研究及ヒ調査
 一、幼兒教育ニ關スル講演會及ヒ講習

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長 一名 會務ヲ總理ス
 主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
 幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年ヲ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

會ノ開催
 一、雜誌發行(毎月一回)
 一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行
 一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介
 一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 會務ヲ總理ス

主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年ヲ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

第十四條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十五條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

第十六條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十七條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

定價

一ヶ月分 金參拾五錢
 半年分 金貳圓拾錢
 一年分 金四圓貳拾錢
 廣告社に御申込下さい

（外國行郵税は一部金拾貳錢の割にて御拂込下さい）
 昭和十三年四月十三日印刷納本
 昭和十三年四月十五日發行

幼兒の教育 第三十八卷 第四號

不許複製 載轉

東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
 編輯兼 倉橋 惣三
 印刷者 柴山 則常
 東京市本郷區駒込林町百七十二番地
 印刷所 會社 杏林 舍

發行所 日本幼稚園協會

東京市小石川區大塚町三十五
 東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
 振替口座東京一七二六六番

注 文 規 定

一、本誌御注文の方は凡て前金（郵税共）で願ひます。
 一、御送金の場合はなるべく振替貯金で振替口座東京一七二六六番日本幼稚園協會宛に願ひます。
 一、送金の筋には第何巻第何月號より第何月號迄と明記せられたし。
 一、本誌の代金に對しては別に領收證を差出しません。特に御入用の方は往復はがきで御申越を願ひます。
 一、會費切又は前金切の際にはその最終發送の雜誌の帶封に前金切の印章を押捺いたしますから其筋は早速御送金を願ひます。
 一、本誌の見本御入用の場合には前金參拾五錢發送を願ひます。

今！御園の御設備に絶好の時期！

新しい御豫算のもとに「あれも一台

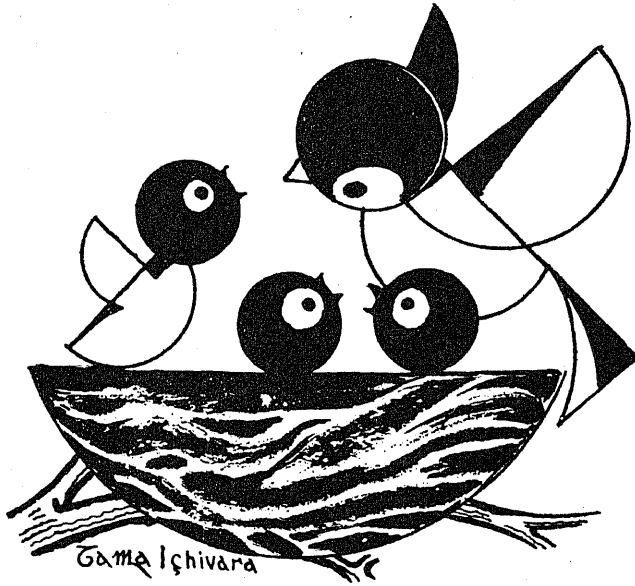
備へたい」この思召が御座いませば、

兎に角、弊館へ御相談下さいませ非

常時局に際し、最も經濟に而も能率

的に御下命に應じ施設いたします

- ◇ 樂隊遊び用樂器一揃 二 三 圓
- ◇ スモール・セット 二 五 圓
- ◇ 人形芝居一揃(舞台、人形、背景、脚本共) 五 三 圓
- ◇ 太鼓梯子 六 五 圓
- ◇ 鐵製二人乗ぶらんこ 六 五 圓
- ◇ 大型二十人乗シート 八 五 圓
- ◇ 子供の家(社會遊び) 九 八 圓
- ◇ 大型鐵製滑台 一 一 圓
- ◇ 波動廻轉塔 一 二 圓
- ◇ コンビネーション運動具 一 四 圓
- ◇ 枠のぼり 一 七 圓
- ◇ 箱積木 一 八 圓



食館レベールフ 社會株式

番二六六三(33)話電・二町保神・田神・京東 社本
 番七二八三(24)話電・五町後備・區東・阪大 所張出

昭和四年五月十五日第三種郵便物認可
(毎月一回十五日發行)

昭和十三年四月十三日印刷納本
昭和十三年四月十五日發行

定價三十五錢